

水産政策審議会資源管理分科会
第100回議事録

水産政策審議会第100回資源管理分科会
議事次第

日 時：令和2年3月2日（月）13:30～17:45

場 所：三番町共用会議所 2階 大会議室

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第326号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討（令和2年漁期のすけとうだら及びするめいかの漁獲可能量の設定等）等について

諮問第327号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第七項の規定に基づく基本計画の検討（令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等）等について

諮問第328号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく令和2年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について

【報告事項】

- (1) 指定養殖業の許可の状況について
- (2) 令和2年の捕鯨業の捕獲枠について
- (3) 令和元年漁獲可能量留保枠の配分について（ずわいがに）
- (4) 第一種特定海洋生物資源の採捕数量等について
- (5) 水産政策の改革について

【その他】

3 閉 会

○管理調整課長 予定の時刻となりました。ただいまから第100回資源管理分科会を開会いたします。

コロナウイルスの関係、御懸念の方もいらっしゃると思いますが、不要不急の会議ではないということで開催いたしております。ただ、傍聴の方も含めまして体調が優れないような方がございましたら、速やかに退室をお願いいたしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

御紹介が遅れましたが、進行を務めます廣野と申します。よろしくお願いいたします。

今日の会場は皆様の前にマイクがございます。御発言の際には事務局の方でワイヤレスマイクをお持ちいたしますので、挙手いただいてそれから御発言をお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日は資源管理分科会委員9名中9名全員の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。また、特別委員は15名中9名の方が出席しております。

では、次に配付資料を確認いたします。お手元の封筒の中の資料です。まずは議事次第がございます。その後に資料一覧がございます。資料1、資料2は2-2から2-6まで、資料3は3-1から3-3まで、あとは順次4、5、6、7、8、9とございます。会議中でも結構ですので、過不足等がございましたら事務局の方に申し出ただければというふうに思います。

報道関係の方、カメラ撮りはいらっしゃるようですが、ここまでといたします。よろしくお願いいたします。

それでは、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は皆様、御参集くださいまして、ありがとうございます。本日は第100回の資源管理分科会ということで記念すべき回ということでございます。よろしく審議に御協力くださいますようお願いいたします。

では、座って議事に入らせていただきたいと思います。

本日は諮問事項が3件、報告事項が5件でございます。

なお、本日審議いたします審議事項、諮問事項につきましては、当水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、諮問事項に入ります。

まず、諮問第326号、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第三条第七項の規定に基づく基本計画の検討（令和2年漁期のすけとうだら及びするめいかの漁獲可能量の設定等）等についてです。

事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長の魚谷です。よろしくお願いいたします。

資料 2-1 をお願いいたします。まず、諮問文を読み上げさせていただきます。

元水管第2154号。令和 2 年 3 月 2 日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の変更について（諮問第326号）。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（令和元年12月 4 日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

主な内容につきましては、資料 2-2 から資料 2-6 で御説明させていただきたいと思っております。それでは令和 2 年漁期すけとうだら T A C（案）及び配分（案）の説明に移ります。

最初に資源評価結果につきまして漁場資源課長から説明を致します。

○漁場資源課長 漁場資源課長の江口でございます。資料の 2-2 に沿って御説明をさせていただきます。中央の数字で19ページを御覧ください。まず下の方に全体的な生物学的特性ということでそこについて御説明をさせていただきます。

日本周辺のスケトウダラにつきましては、4つの集団に分けて資源評価を行っております。ここに書いてありますとおり、日本海北部系群、太平洋系群、オホーツク海南部、それから根室海峡、この4つの集団でございます。スケトウダラの寿命は10歳以上であり、おおむね3歳程度から成熟を開始いたします。

産卵期は冬から春にかけてとなっております、食性はオキアミなどの小型甲殻類、魚類、イカ等でございます。

次のページをお願いします。

それでは、これから各集団についてそれぞれ御説明いたします。

これから、右下の方に上段、下段がございますけれども、その小さな数字のページの方で御説明させていただきます。

まず4ページでございます。日本海北部系群の場合ですと、日本海北部が分布の範囲であり、2歳ぐらいで漁獲資源に加入いたしまして、沿岸漁業では積丹半島以南、産卵親魚を漁獲。それから沖底では石狩湾以北で未成魚や成魚を漁獲しております。産卵場は岩内湾あるいは乙部沖でございます。

次のページをお願いいたします。

5ページ目でございます。1993年ぐらいから減少傾向にありますが、2015年以降はT A C 数量の削減に合わせて操業調整が行われておりまして、これが漁獲量の少ない主要な要因

と考えております。

下の6ページでございます。これは年齢別漁獲尾数の推移でございます。2018年漁期の漁獲物は6歳、これは2012年級でございますが、これが主体であり、2015年漁期以降、2歳魚の漁獲が少ないという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

次、7ページ、漁獲努力量の推移でございます。左のグラフは沖底の漁獲努力量、曳網回数、右のグラフは檜山管内4地区のはえ縄漁業の努力量、これは操業隻数の推移を示しております。

沿岸、沖合とも長期的には減少傾向でございます。

また、2018年漁期は沖底の狙い操業、これはスケトウダラの漁獲が半分以上を占める操業でございますが、366網、前年が481網、それから檜山管内4地区におけるはえ縄漁業の延べ操業隻数が96隻、前年34隻となっております。

次のページをお願いいたします。

次は日本海北部系群の資源評価の流れを示したものでございます。本系群につきましては後ほど御説明いたしますスケトウダラ太平洋系群やマサバ対馬暖流系群・太平洋系群、またゴマサバ東シナ海系群・太平洋系群、これらとともにこれまでの資源管理の目標であった安定した加入が見込める最低限の親魚量、いわゆるB l i m i tへの回復とは異なりまして、最大持続生産量、いわゆるM S Yを達成する資源水準の値への回復。また、乱獲の防止を管理の目標として将来予測における加入量の過程を理論値で推定する手法で評価を行っております。

なお、これまでは評価の中で複数の漁獲シナリオごとのA B Cを提示してまいりましたが、今回の評価ではA B Cを提示しておりません。漁獲物の年齢や獲れ具合といった漁獲データや調査船調査によって得られる親魚や新たに加わる子供、いわゆる加入量の現存量の情報を収集して資源量の推定を行います。

2018年漁期までの漁期別、年齢別の資源量、漁獲の主な対象は2歳以上で、親魚量、これは成熟した魚、おおむね4歳以上ですけれども、その資源量を基に2019年以降の将来の加入量を過去の加入状況、親子関係から仮定し、2020年漁期の親魚量を予測して資源管理目標、資源管理規則を定め、2020年の漁獲量の予測を行うといった流れになります。

次のページをお願いいたします。

これは資源尾数の推移を示したものでございます。1990年頃をピークに減少してきましたが、最近の状況を示します右上のグラフでございますと、近年、増加傾向にあるという状況でございます。2006年、2012年、2015年級は2歳児、いわゆる加入時に約2億から4億尾となっております。

また、2016年級は2歳児、近年で最大の約5億尾というふうになっております。なお、2016年級が親魚となるのは2020年ということになります。

次のページをお願いいたします。

これは加入量と再生産成功率の推移を示したものでございます。再生産成功率ですけれども、2歳加入時までの生残率の指標なんですけれども、1984年から80年については高い値でした。近年では2006年、2012年、2015年、2016年級について高い値というふうになっておりますが、経年差が大きいという状況でございます。なお、2016年級の再生産成功率は1980年級以降の最大というふうになってございます。

次のページをお願いいたします。

次に、資源量、親魚量、漁獲割合の推移を示してございます。資源量は近年増加傾向で、2018年漁期は17万9,000トン、親魚量も近年増加傾向ですが、依然低い水準で2018年漁期は5万トンというふうになってございます。また漁獲割合は2017年漁期、2018年漁期とも5%未満ということで低い値となっております。

下の方をお願いいたします。

これは神戸プロット、もしくは神戸チャートと呼ばれるものでございますが、これは資源水準と漁獲圧について、最大持続生産量を達成する水準と比較をした形で、過去から現在までの推移を表示したものでございます。この折れ線がその推移を示したものでございます。色分けしてございますけれども、簡単に言えば、緑の部分は親魚量も多くて漁獲圧も少なく、資源を有効に活用している状況。一方で、赤の部分は親魚が少なく、漁獲圧も高く、資源に対して過剰漁獲が行われている状況にあるというふうに言えます。

なお、本系群は長期傾向としては、親魚量、漁獲圧とも減少傾向にございます。また近年の傾向としては、親魚量は増加傾向にあるという状況でございます。

次のページをお願いいたします。

上の方は、これは参考としてお示ししておりますけれども、MSYの達成に向けて研究機関会議において暫定的に提案されたものでございまして、親魚量を適切な水準で維持する漁獲シナリオで、将来の親魚量及び漁獲量の将来予測を行ったものでございます。なお、ここに β とあるのは安全係数を0.1刻みで示しているものでございます。

これは2020年漁期のTAC設定に当たって参考に使用されたものでございます。例えば、 β が0.8の場合ですと、将来の親魚量の平均値は2020年は11万5,000トン、翌21年には16万トン、22年から減少しますけれども、2025年からは増加に転じて、2030年には19万トンという状況になります。

また、将来の漁獲量の平均値でございまして、2020年は6,700トン、翌21年には1万1,600トン、それから一旦減少いたしますけれども、25年から増加に転じて2030年には1万5,400トンというふうに予測されます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、太平洋系群の方に説明を移らせていただきます。

まず、15ページの方には生物学的特性を示させていただいております。太平洋系群は産卵期は12月から3月の間で、襟裳岬より西側が主な産卵場となっております。

この海域で生まれた後に幼魚は道東水域で育成すると考えられてきましたが、近年は更

に東の北方4島まで移動してそこを主な生育場にしていると想定されております。現在、北方4島周辺での日本漁船の漁獲はございませんけれども、資源全体の状況を押さえた調査データがないというような状況でございます。

このため、各年の年級群の強さであるとか、何年生まれの魚がどのくらいいるといったような情報を早期に正確に把握することができない、見ることは簡単ではないということで、様々な情報を収集して総合的に判断するというのが必要な状況でございます。

次、16ページをお願いします。

これは漁獲量の推移を示したものでございます。2000年以降は横ばいで推移しておりますが、近年、4年間は減少傾向というふうになっております。

次のページをお願いいたします。17ページでございます。

これは年齢別漁獲尾数の推移を示したものでございます。2018年漁期の漁獲物は4歳から6歳魚、2012年から2014年級群、これが主体というふうになっております。

また、2013年漁期以降、3歳魚以下の漁獲は少なく、2018年ではそれが顕著になっているという状況でございます。

次、18ページをお願いします。

これは漁獲努力量の推移を示したものでございます。上のグラフは沖底の網数、これは1日の漁獲努力量に占めるスケトウダラ漁獲量が50%以上の操業の網数。これは曳網回数です。これを集計したものでございまして、近年の傾向は横ばいというふうになっております。

また、下のグラフは襟裳以西のすけとうだら固定式刺網の網数の推移を示したものでございます。2008年から2010年に大きく減少しているという状況でございます。また、2018年漁期は前年より微増しておりますが、近年の傾向は横ばいというふうになっております。

次のページをお願いいたします。

これは資源評価の流れでございまして、先ほど説明した日本海北部系群と同様な流れとして示してございます。

次、20ページの方を御覧ください。

これは資源尾数の推移を示したものでございます。1990年以降は8歳魚以上から10歳魚以上にこの計算のときには延長して計算をしております。

近年の卓越年級群は1995年の53億尾、2005年の53億尾、それから2007年の31億尾となっております。2010年から2015年までは加入量は大きく減少しております、平均9億尾ということになっております。2016年以降は0歳魚の推定が困難であって、加入量は2011年から2015年までの平均である約10億尾を仮定しております。

なお、2014年以降の資源尾数は仮定値を含みますけれども、ほぼ横ばいという状況になっております。

次のページをお願いします。

加入量と再生産効率の推移については、近年の直近3年間の加入量は2011年から2015年級群の平均加入量を推定して、再生産効率はおおむね加入量と類似した変動パターン

を示すということが言えます。

また、2010年以降は悪化した再生産状況が継続しているという状況でございます。

次に、資源量・親魚量・漁獲割合の推移でございます。青の折れ線、これが資源量でございますけれども、減少傾向で2018年の漁期は78万トン、それから緑の折れ線、こちらの方は親魚量でございますけれども、これも減少傾向で2018年は27万トンとなっております。

また、漁獲割合、これは漁獲量を資源量で割ったもので、赤の折れ線でございますけれども、減少傾向で2018年漁期は10%というふうになっております。

次のページをお願いいたします。

これは先ほども御説明した神戸プロットで示したものでございます。資源水準と漁獲圧力について最大持続生産量を達成する水準と比較した形で、先ほどの過去と同じように、過去から現在までの推移を表示したというものでございます。

長期的な傾向といたしましては、親魚量は増加傾向で、漁獲圧は減少傾向というふうになっております。なお、近年の傾向としては親魚量は減少傾向にあるという状況でございます。

次、24ページでございますけれども、これは日本海北部系群と同様に親魚量を適切な水準で維持する漁獲シナリオで、将来の親魚量と漁獲量の将来予測を行ったものでございます。そして、先ほど申しましたように β は0.1刻みで、これは安全係数ということで示しております。これも2020年漁期のTAC設定に当たって参考として使用されたものでございます。

次のページをお願いいたします。

下の方でございますけれども、これはオホーツク海南部の集団の生物学的特性を示したものでございます。これはロシアとのまたがり資源でございまして、日本水域は分布の南の端ということになっております。現在、日本水域ではほとんど再生産しておらず、他の海域で発生した集団からの一時的な来遊群が資源の主体となっております。

また、加入起源とか系群構造など不明な点が多く、海洋環境や来遊状況に資源の豊度が大きく変化する可能性があり、推定が困難という状況でございます。

次のページをお願いいたします。

次、漁獲量の推移でございますけれども、沖底と沿岸漁業の定置網とか底建網などで漁獲をされておまして、特に沖底のかけまわし漁船による漁獲が主体というふうになっております。

2012年漁期以降、穏やかに減少しておまして、2017年漁期は1万5,000トンでしたが、2018年漁期の漁獲量は3万3,000トンと前年に比べ増加してございます。

下の28ページでございます。これは資源評価の流れを説明したものでございます。沖底のオッターコントロールの有漁操業のCPUE、また沖底かけまわしの狙い操業のCPUEデータを使用してございます。資源水準及び動向についてはオッターコントロールの資源量指標値により資源水準を判断しておまして、かけまわしのCPUEにより動向を判断しております。

また、資源の状況に合わせた漁獲により、資源を減少させない管理を考慮して2020年漁期

の算定漁獲量を求めるという流れになっております。

次、29ページの方をお願いいたします。

これは資源の水準と動向を示したものでございます。オッタートロールの資源量指標値の推移から判断して、高位と中位の境を350、それから、中位と低位の境界の値を60と設定いたしまして、2018年の資源水準は中位と判断しております。また、過去5年間のかけまわしのスケトウダラ狙い操業のCPU Eの過去5か年の推移から、資源動向については増加というふうに判断をしております。

次のページをお願いします。

これは調査船調査における現存量の推移を示したものでございます。資源量調査による現存量は2013年から2017年にかけて減少傾向でございましたが、2018年以降は増加しております。なお、ロシア水域のTACはここに書いてありませんけれども、2006年から2014年に増加した後、2018年も高い水準にあるという情報を得てございます。

次のページをお願いします。

このページはただいま説明した内容を取りまとめたものでございます。次に、これらを踏まえまして、2020年漁期の算定漁獲量を示させていただきます。先ほども御説明しましたとおり、またがり資源ということもあり、ABCの算定は行わず、参考値として算定漁獲量というものを提示させていただきます。資源の状況に合わせて漁獲を継続することによる過度の漁獲圧はかけない管理をするということが妥当であるというふうに考えております。

次のページを御覧ください。

これは根室海峡の集団についての説明でございます。34ページ、下に生物学的特性ということで御説明させていただきます。産卵のために根室海峡に冬季に来遊する群れが漁獲の主体ということであり、日本とロシアの両国によって漁獲されています。これもまたがり資源ということもありまして、漁獲の時期や分布、回遊に関する情報が少ないというのが現状でございます。

次のページをお願いいたします。

35ページ、こちらは漁獲量の推移を示しております。

漁期はすけとうだら刺網の専業船が1月から3月、はえ縄が11月からというふうになっておりまして、漁期年は4月から翌年の3月ということで、1990年代に急激に減少してその後、低い水準で推移しているという状況でございます。なお、2018年漁期の漁獲量は3,900トンでございます。

次に、漁獲努力量の推移が下の方でございます。すけとうだら刺網の漁獲努力量が大きいということで、2002年漁期から複数の経営体がグループをつくりまして、代表の1隻が操業するブロック操業というものが導入されております。2002年漁期まで大きく努力量が減少しておりますけれども、その後はほぼ横ばいといった状況でございます。

次のページをお願いいたします。

これは、この集団の資源評価の流れを示したものでございます。すけとうだら刺網の努力量及び漁獲量からC P U Eを計算しまして、そのC P U Eにより資源水準・動向を判断しております。また、資源の状況に合わせた漁獲による資源を減少させない管理として2020年漁期の算定漁獲量を提示するというようになっております。

下の38ページを御覧ください。これは資源の動向を示したものです。長期的に漁獲の主体となっているすけとうだら刺網のC P U Eを利用して資源の水準・動向を判断しております。資源の水準は低位、資源動向は減少。それから、2018年漁期の資源量指標値は過去最低であった前年並みの日隻当たり0.9トンということでございます。

次のページをお願いします。

これは今し方説明した評価の取りまとめでございます。割愛させていただきます。

下の40ページの方でございます。これは2020年漁期の漁獲量を示してございます、資源は低位、減少傾向にあるという状況を考慮して、資源をこれ以上減少させないようにすることを基本に管理するのが妥当というふうに考えております。

以上、スケトウダラの評価の結果の説明を終わります。

○資源管理推進室長 続きまして、令和2年漁期のすけとうだらT A C（案）の説明に入ります。資料2－3、39ページからでございます。

T A Cの設定の考え方について系群ごとに記載をしております。

まず、日本海北部系群です。この系群につきましては資源評価結果の中で神戸チャートにも示されていたとおり、現在、漁獲の強さは適切な水準にある。一方で、親魚量につきましては増加傾向には転じておりますが、資源を持続的に利用していくための水準を下回っているという状況でございます。

41ページを御覧ください。

こちらは、資源評価結果の中でも示されていた年齢別の資源尾数のグラフが左側に示してございます。2020年に親魚になる2016年生まれの群れ、これが特に数が多くて、これを守り産卵させるということが資源の回復のために重要と考えております。

42ページを御覧ください。こちらも資源評価結果の中で参考として示された、漁獲圧に乗じる安全係数 β ごとの親魚量及び漁獲量の平均値の将来予測の表でございます。上の親魚量の将来予測の表の右の方に黄色で示してございますが、これは、 β を1～0.7、それぞれ0.1刻みで採用した場合の10年後、2030年に、親魚量が17万1,000トン、これは資源を持続的に利用していくために必要な水準でございますが、これを上回る確率が示されております。

ここで、 β を0.8とした場合にこの確率が51%と5割を超えております。下の漁獲量の将来予測の表に移っていただいて、 β を0.8とした場合の2020年の漁獲量は、6,700トンとなっております。

以上のような将来予測に基づきまして資源の回復とT A C数量の増加、この両方を確保することを目指して、令和2年漁期のT A Cにつきましては、6,700トンとしたいと考えているところでございます。

続きまして、資源評価結果の順番と同じくして、太平洋系群でございます。まず、46ページを御覧ください。

この系群につきましては、神戸プロットでも示されておりましたように、現状では親魚量、漁獲の強さとも適切な水準にあると考えられるわけでございますが、近年は加入が少ない、あるいは卓越年級群が発生していない、ということから、親魚量が減少傾向にございます。したがって、これを更に減らさないよう、適切なレベルに維持していくことが重要と考えております。

資料の43ページにお戻りください。

この43ページに日本海北部系群と同様の表、つまり安全係数 β ごとの親魚量と漁獲量の将来予測を示してございます。上の表の右側の黄色い部分を見ていただくと、 β を0.9とした場合に、2030年、すなわち10年後に親魚量が、最大持続生産量が得られる水準である22万トンを上回る確率が、59%と5割を超える形となっております。

下の表に移っていただき、 $\beta = 0.9$ を採用した場合の2020年の漁獲量は、14万3,000トンとなっております。

以上のような将来予測に基づき、令和2年漁期のTACにつきましては、14万3,000トンとしたいと考えているところでございます。この数字は、前年漁期の17万3,000トンから3万トン減、割合にして17%減ということになりますが、過去3か年の漁獲実績は10万トンを下回っているという状況でございます。

スケトウダラ4系群のうち、この日本海北部系群と太平洋系群につきましては、新しいやり方での資源評価に基づいて β の選択等を行っておりますが、これはあくまでも令和2年漁期のTAC設定のために行っているというものでございまして、令和3年漁期以降、新たな枠組みの下での管理目標、あるいは漁獲シナリオといったところについては、今後、関係者との議論を速やかに開始したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、オホーツク海南部、根室海峡系群の2系群につきましては、資料2-3の最初のページ、39ページに戻っていただければと思います。これら2系群につきましては主たる生息域が外国水域にある資源であり、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮しまして、来遊状況が良好な場合に対応できる数量ということで、近年の最大漁獲量をベースにTACを設定してきております。

令和2年漁期につきましても、この考え方に基づき、それぞれ前漁期同の5万5,000トン及び2万トンとすることを考えております。

続きまして、配分について御説明を致します。

資料2-3の最後のページ、47ページを御覧ください。配分につきましては、TACの配分ルールに従いまして大臣管理分、知事管理分の数量を表でお示してございます。

最後になりますが、令和2年漁期すけとうだらTAC、あと、この後に御説明する令和2年漁期するめいかTACにつきましては、3月7日を期限としてパブリックコメント手続きを実施しているところでございます。この手続きが終了後、提出された意見を精査しまし

た上で、原案に大きな変更が生じることとなった場合には、再度、分科会に諮問することとし、変更がなければ原案のとおり承認することとしていただければと考えてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

では、ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。丁寧な御説明ありがとうございました。

1つコメントと、1つ質問があるんですが、まずコメントの方は日本海のスケトウダラ、これが随分漁業者の方も努力されて、今現在ほぼほぼ漁獲の圧力としてはMSYを与える水準まで落ちたということで、その点は正しく評価してあげてほしいということです。

それから、質問は太平洋の方なんですが、太平洋の方はもっとずっと漁獲の圧力がFMSYより低い、MSYを与える努力量水準よりずっと低い水準にあることが、30ページの神戸プロットを見ると大分、低いことがよく分かるんですが、一方で、その前のページ、29ページの上の再生産成功率、これは子供の生き残りに関する指標となるわけなんですが、もう10年ぐらい全然生き残りがよくない。

要するに環境としてはよくないということが分かるわけです。そうすると、計算どおりに増えるのか。つまり、こういう状態が何年間か続くというのは平均値よりも低い状態が今のところ続いているということなので、そうすると計算どおりに増えないんじゃないかということが予想されるんですが、その点を考慮して計算したのかどうかということが質問です。

○山川分科会長 江口漁場資源課長よろしくお願いたします。

○漁場資源課長 まず、御指摘のとおり、神戸プロットの方では緑の安全域にあって一方で29ページの方の再生産成功率が非常に低いという状況にある。計算どおり増えるのかということでございますけれども、漁獲としてどう獲っていくかというお話と、それは30ページの方の話でございますけれども、一方で再生産成功率が低いというのはおっしゃるとおりでございますして、2010年以降、悪化した再生産状況が続いているということでございます。

一応、この計算につきましては、そういうところも含めた形で計算をされているということでございます。ただ、再生産成功率が低いという状況については今後もどういう状況に推移をしていくか、また今後、どういうふうな動向になっていくか、そこは調査を続けて、また評価の方とかそちらの方に活かしていきたいというふうに考えます。

一つは再生産成功率が近年低いということと、ただ、近年低いということと合わせてその前が高かったものですから、その部分も含めて計算をしているという状況でございます。今後、どう移るかによってここが少し変わってくるかもしれませんが、そこも含めて過去のデータを見て予測をしたという状況でございます。

再生産成功率が低いということについては、どういう理由で低くなっているかという

ころが、今のところ分からないという状況でございますので、予測についてはその前のデータも含めて予測しているということでございます。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。平均値より低かったとしたら、本当に気になっているところなんですけれども、実は数日前、太平洋のゴマサバでも同じ点が問題になって、再生産曲線が平均的な値が使われているんですけれども、ゴマサバの再生産はもう10年以上、失敗が続いていて、平均値よりずっと低いところを低迷しているんです。

そうするとこの状態がまだレジームシフトで続くとしたら、その平均値を使った予測は多分、当たらずで、失敗するんじゃないかと、この資源管理は。そういうコメントが出たんです。このスケトウダラを見ると全く同じ状況なのかなと思って。

たしかホッケの場合は、その点を考慮してシミュレーションしたんじゃないかなと思うんですが、スケトウダラは考慮したのかという質問です。

○漁場資源課長 このスケトウダラについては、今、おっしゃったような考慮はされていないんですけれども、そういういろんな状況も、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 山内です。ありがとうございます。2つ質問と1つコメントがあるんですが、1つ目はこの資料2-1のスライド番号の19と20になるんですけれども、2016年からの加入は分からないということで、平均値というのを伺われて今回、解析をされているかと思うんですが、ちょっと田中先生の質問と被ってしまうかもしれないんですが、この平均値というのを取ることの根拠であったりとか、安全性というのはどのくらいあるのかなという質問が1つです。

2つ目はこれまでの過去もこのスケトウダラの資源のときの難しさと、ロシアの情報を収集するかということで、そこが必要ということでいつも毎年毎年、同じものを見ているような気がするんですが、この対策というのはいかほど打たれたのか、それともこのまま、必要だという課題が継続されていくのかということが2つ目の質問です。

3つ目はコメントになるんですが、資料2-1の、大きな、全ての資料の番号の42ページと43ページ目のシナリオに基づいてどういうふうにTACを配分していくかということなんですが、それぞれ2030年の親魚量の回復目標といいますか、どこまで持っていくのかという指標が示されて、非常に分かりやすく整理を頂いているかと思えます。

その中でちょっと気になったのが、国際的には非常に少なくとも60%を超えるような確率で回復を望む場合には設定しなさいというようなことが頻りに言われるのと、常識的に使われるんですけれども、今回、日本海北部のTAC設定では大体51%ということで、どちらかというと半々の成功を見据えているという、ちょっと、すごく座り心地の悪い感じがし

ています。

もう一点は太平洋系群の方なのですが、こちらは59%ということできりぎり60%に近いようなところを見定められているのかなと思うんですけども、その場合に、この日本海北部系群を51%で大丈夫だというのは、少し懸念が残るのではないのかということ、ちょっとコメントとして付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 質問の方、いかがでしょうか。

○漁場資源課長 ページ数でいうと28ページでしょうか。平均値で使っているということでございますけれども、過去のデータは卓越年級とかそういうものが入らないような近年の状況の部分を平均したということで、近年のこの状況を反映しているのではないかとこのように考えております。

それから、ロシアの情報の件でございますけれども、確かにロシアの科学的な情報は入ってきませんが、ロシアのTACの配分等の情報等は、そちらの方は入ってまいりますので、そういうところを踏まえて検討を進めているという状況でございます。

○山内特別委員 ありがとうございます。ロシアの場合には、せっかく皆さんが努力されて資源を回復しても、ロシアでどう獲るかということが非常に成功要因として効いてくるというのは不安定だなと思って。

せっかくその努力をされるというところの根拠にもなるかと思っておりますので、本来の資源回復という意味では是非この点は課題のままではなくて、解決を探っていただきたいと思っております。

○山川分科会長 あと、コメントとして50%なのか、60%なのかということも頂きましたけれども。

では、魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 達成確率何割を基準というか、最低レベルとするかということについては、いろんな国、あるいは国際機関でいろいろな考え方があろうかと思いますが、例えば、米国なんかでも、国内の資源については、「少なくとも50%」という形で運用されているというふうに承知をしておりますので、5割が必ずしも十分ではないということではないのではないかとこのように考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 一つ教えていただきたい。全体的にそうなんですけれども、現在の環境の変化というものです。海水温の上昇等々あって、これらがどのようにTACの中に加味されているのか、全くどこにも見えてこない。

一部のマスコミで、水研機構からのコメントということで、サンマ、サケがなぜ取獲れないかと聞かれたことに対して、実は実際よく分かっていないと重大なコメントをされている。

どのような調査をしてどのようにして正確に出しているのか。

この会議でもそうですけれども、再三再四、精度の高いものにしてくださいというような話をずっとしてきたはずです。他の委員の皆さんもそうです。それが、よく分かっていない。分かっていない中で出てきたデータが正しいのかどうか。生き物ですから、全て100%ということはないにしてもです。本当にこのとおりなんですという説明がなされていないような気がします、その辺はどうなのでしょう。

○山川分科会長 これは先ほどの田中委員からの御質問とも被る部分があると思うんですけれども、江口漁場資源課長、よろしくお願いします。

○漁場資源課長 海洋環境の変動によってどうなるかということでございますけれども、このスケトウダラの資源に関しましては、例えば資源量が多いとき、あるいは低いとき、例えば、分けて最大持続生産量等を計算するというのと、全体を通して計算というか予測をするというところで、2つの考え方で計算というか予測をしておりますけれども、このスケトウダラに関しましては、分けて考える。それから一緒になって考える。そこでの差があまりないということで、全体のものを通して予測をしているという状況にあります。

確かにおっしゃるとおり、近年の海洋環境の変動等、他の魚種でもいろいろとあるというふうには伺っておりますけれども、スケトウダラに関してはそこも加味して予測をした結果、その差がないということでこの資源評価をさせていただいているという状況でございます。

○山川分科会長 神谷資源管理部長。

○資源管理部長 すみません。お渡しした資料の資料番号でいうと23ですかね、一番下に書いてあるところです。右側のスライドのナンバーでいうと10番になるわけですが、よろしいですか。

ここに再生産成功率の推移とございます。これは日本海なんですけれども、近年は海洋環境のせいかどうかは分かりませんが、再生産成功率というのは非常に高くなっています。ですから、今の海洋環境というのは日本海のスケトウダラにとってはプラスの状況にあります。

その結果、こちらの資料で申しますと、一番下の45ページのところを御覧ください。こちらにございますように、青の実線が小魚も含めた資源量で、赤い実線が親魚の量になってまいります。つまり、親魚の量と資源量の差が物すごく幅が広がってきているというのは小魚の加入が非常にいい状態になってきているということです。

ですから、今回、我々が提案したTACというの、6,300から6,700に若干増えます。予定表を見ていただければ、来年以降は1万トンのTACということになっておりますが、少なくとも日本海に関しては今、いい状況にあるということがこれでお分かりいただければと思います。

一方で、太平洋の方でございますが、スライドでいうと21です。ページでいうと29ページになりますが、近年、田中先生からも御指摘があったように、これに関しては海洋環境というのが太平洋側はどうもプラスには働いていない。なぜかというのは分からないけれども、

働いていないという現実は分かりますので、それを基にして資源評価をやりますと、これの46ページということになります。

46ページにありますように加入が悪いので、小魚の量も減りつつ、親魚の量も若干減ってきているという現象としては確実に見られておりますので、用心をした管理をした方がいいだろう。太平洋側の方は今の海洋環境というのはスケトウダラにプラスにはなっていないという事実というのは分かっているという、そういうことでございます。

ただ、これから我々の課題としてあるのは、じゃ、何でそうなるのか。何が引き金かとかというのは当然、研究の精度を上げて究明していかないといけない課題だと思っています。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 なぜ分からないのかというのが一番問題なんです。そのために調査をしてデータをつくってきているわけですから、これが1年、2年でデータをつくっているわけではなくて、もうTACを導入したときからずっと長年やってきているその調査なわけですから、なぜ分からないのか我々にとっては非常に不思議で、もっと精度の高いようなデータの取り方というのを徹底してやっていただきたいというようにお願いをしておきます。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 スケトウダラの件で現場の声ということも含めて意見させていただきますが、今回、日本海北部は確かに状況がいいということは、神谷部長の御説明でもあったとおりです。それから、オホーツク海南部なり根室海峡、これはTACそのものは前年並み。そして、太平洋系群においては、減少ということですよ。太平洋についても、一部はまたがり資源であるというふうに考えているわけですが、現場においてこの太平洋についての説明については全く納得されていないという状況だと聞いております。

今回の、平均値でやった部分の信頼性のお話も今ありましたし、今までの評価の部分がはっきり分からない部分があるということも含めてだと思しますので、浜への説明というのはまだ十分足りていないということをまず申し上げたいと思います。その上で、先ほど山内委員から成功率の話もありましたけれども、この β 安全係数をどういう根拠で0.8に置くのか、0.9に置くのか。

それから、他の魚種ですと0.1刻みではない評価というのものもされているわけですが、こういった部分をどういうふうに考えるのかというのをもう一度お伺いしたいということが1点。

それから、こういうまたがり資源であり、寿命が大変長いということで急な変動に対応するように複数年で管理するべきだというような前々からの議論もあって、急に来遊が出てきたというような部分への一定の枠を先行利用という考え方で対応する方法があるはずなんです、そういった部分をどういうふうに活用していくのかというようなことも浜の

方では十分納得していないというふうに聞いております。

また、現実問題として獲り残しの数字、そういった部分を今後どうしていくのかとか、浜の方はこの評価の科学的な部分のことではなくて、現実的に示された数字について、獲り残しが出た場合についてどう対応していくのかということについて、非常に不満と不安が渦巻いているという状況であります。お答え願いたいと思います。

○山川分科会長 では、 β と複数年TACの件につきましては、魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 まず、現場への御説明がまだ足りていないという話がありました。このスケトウダラのTACの考え方については年明け以降、2月5日の公開でやりましたTAC意見交換会も含めて複数回説明はさせていただいているところですが、足りていないという御批判があるということは認識しております。

続きまして、その β の件でございます。これは、今回0.9を採用したという考え方については10年間で目標値、達成確率5割以上という形で設定を検討した結果としてこれを採用しているわけでございます。

大森委員の、御指摘のとおり、0.1刻みではないものもあるという話。これは後ほど御説明させていただきますが、サバ類については資源管理方針に関する検討会、いわゆるステークホルダー会合と呼んでいるものでございますが、そういったもので関係者との議論の中で、そういう0.1刻みではない形での試算等もやった結果として、そういう数字を使う方向になっているということもございます。

ですので、先ほども御説明しましたけれども、令和3年度以降の資源管理の方針については今後、サバ類と同様に関係者間の理解醸成のための会合というものを順次開催し、そういったところで議論をしていきたいというふうに考えております。

あとはまたがり資源、急な変動の件でございますけれども、スケトウダラの太平洋系群につきましては、年によって資源評価対象外の海域から予期せぬ大量来遊が発生するということがございます。そういった場合においてそのTACの配分量が急速に消化されて支障が生じるという状況になり得るということですが、そういった状況への対処として、委員が御指摘になった先行利用、これは平成22年の第48回の資源管理分科会で御審議を頂き、その年に実際に運用された仕組みでございますが、すなわち次年度のTACの配分量を前借りするような形で認める仕組みがございます。

今後、そういった事態が生じた場合については、この仕組みにより手当するという事になるかと思っておりますけれども、現在、この先行利用の内容なり運用方法について、見直してはどうかということで、水産庁内で検討しているところでございます。そういった案が固まりましたら、次回以降の資源管理分科会にお諮りをさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 最後の部分はどうなるのかが分からないという、今の時点ではですね。ただ、沿岸側からするとやはりそういった近海に來遊してしまった七ま~~う~~ものをどういうふうに管理するかということなので、沖合の方々と沿岸の漁業者のものの考え方、沿岸の思いを水産庁がしっかりと聞き取っていただきたいと思います。

いずれにしても、浜から非常に強い反発の声が太平洋系群のところでは出ていますので、今日、私は賛成しろと言われるとできないという状況に今あることになっていることだけ申し添えておきます。

○山川分科会長 強い御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

柳川委員。

○柳川特別委員 機船の柳川です。今回のこのスケトウダラの評価について、去年の6月に一応、日本海、太平洋ということでMSYという数字で出されたものが今回も出ている。一応、説明はMSYじゃないみたいな説明はしていますけれども、ずっと現場でも言っていたと思うんですけども、今までのようにABC計算をしたらどうなるという話が出ていたはずなんですけれども、それで計算はしていないというような説明をずっとされていて、先ほども委員の皆さんから出ていますが、現場の方の感覚と全然ずれているというのがまず一番の問題で、その一番の原因はあれですけども、オホーツク、根室はまたがりということになるんですけども、当然、日本海も沿海州というロシアの海域もあると。太平洋は当然、道東から行ってロシアに行って昔は下りてきていた。

最近はその下りてくるのが読めないから、今回みたいな評価になってしまったというようなことで説明をされていて、その辺の、先ほど高橋委員もおっしゃっていました精度の問題。本当にこの数字がこれから、まだ論議になっていないんですけども、ステークホルダー一合は名前がちょっと変わるのかもしれませんが、ステークホルダー会議でやっていない会議の数字が出てきているわけです。

これを現場の皆さんに理解してもらおうということになっているはずなんですけれども、そもそも理解していないというところで今回のTACが決まるということに対しては、やっぱりちょっと先ほど大森委員もおっしゃっていましたが、北海道で非常に賛成しづらいというのが根っこにはあるんです。

特に太平洋はやっぱり現場として漁獲は獲れないのだけれども、オホーツク、ロシアから流れてくる期待値が相当高いというのがあって、先ほどみたいな話になっていると思うので、本当にスケトウダラもある程度、浮魚に近いところがあって海洋環境も一番だし、あとはロシアとの関係というのも一番見えないところで、ロシアのTACは増えるというような状況がある中で、今回みたいな数字が、もう期限があってここで決めざるを得ないというのがあってTACの数字が出るんですけども。

だから、その辺がどうも現場との、何回も北海道に来て説明を魚谷さんも聞かれていると思うんですけども、相変わらず納得していないというのが北海道の方の意見だということ

とで、今更これを変えるということはなかなか難しいんでしょうけれども、そういうことも踏まえて、今年はその多分、そういう評価があったときに期中見直しが前はあったんですけども、そういう考えがあるのかなのかというところも踏まえてちょっと質問なんですけれども。

○山川分科会長 これにつきまして、神谷資源管理部長から。

○資源管理部長 1点、沿海州の話がよくありますけれども、それは日本の資源と沿海州の資源は資源量が豊富なときは一体となっていますけれども、今は資源量が非常に少ないので、別々の形になって交流しておるというのを示す明確な根拠というのは出されておられません。そのためにもまず日本海側の方は現時点においては独立したものとして管理して、早く資源を回復させねばいけないという認識でございます。

一方、太平洋側です。北方4島の方から急に入ってくるものをどうするのかというのは、これは今既に先行利用という形の制度が生きておりますので、これの中でしっかり対応したい。さらに先行利用というものをより科学に立脚してかつ沿岸の漁業者、また沖底の漁業者のそれぞれの意見も踏まえて、より改善した形にしていきたいと思っております。これはまた別途御相談させていただきます。

いずれにしても、今時点ではTACと漁獲量の差というのが相当ございます。そういった意味で資源評価は現時点での相当な正確なものを期しておりますし、実漁獲というのが資源量、推定されたABCよりも低いという点もありますし、さらに4島の方から急激に現れたときの対処という点に関しても、既存の制度をうまく、より改善していくということで対応していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

他に。

大森委員。

○大森委員 漁獲ボリュームとTACの差は現実的にあるということですが、今回、ABCを取らないでMSYでやるのが最初という中で、この評価が本当に2030年に向けてうまくいくのか、いかないのかというのはこれから見ていかなきゃいけないわけなので、柳川さんもおっしゃったけれども、過去は期中の見直しというのもあったけれども、しっかりとこの評価と、現実を見た上で、今後、TACのものの考え方でずっとこのままで行ってしまうということになるのかお考えをお伺いしたいと思います。

○山川分科会長 神谷資源管理部長。

○資源管理部長 資源評価というのは当然、毎年やりますので、最新の状況で、ベストアベイラブルなサイエンスに基づいて資源評価、またはTACというのを推定いたしますし、そのベースとなる管理目標や漁獲量の算出基準というのは定期的に見直すということで対応していく予定としております。

また、資源評価の確からしさというのは、資源評価そのものを外部の研究者からレビュー

していただくということで、その資源評価としての、科学の世界での客観性というのはまた保っていく予定としております。

○山川分科会長 他にございますでしょうか。

内田委員。

○内田委員 ちょっと質問なんです、例えば太平洋系群のその産卵場です。産卵場が日本の国内にあるときに、ここでは北方の方のデータが活用できない状況になったということなんです、例えばSPRを出すようなやり方で親世代と子世代の親-親を比較するようなそういうデータの解析というのはやられてはいないんですか。

○山川分科会長 これは江口漁場資源課長でしょうか。

では、本件はちょっとお時間を頂きまして……。

○内田委員 いいですか。ターゲットにしているのは将来の親魚量ですよね。そうするとダイレクトに親魚量-親魚量の関係、世代が4年後なり6年後につながっていると思われるものについて、その中には多分、漁獲圧だとか環境の変動も入ってきますけれども、そのダイレクトなデータを使って予測というのをやられていないのかなというのがちょっと気になったものでお聞きしました。

○山川分科会長 もうちょっと時間がかかるようですので、他の。

高橋委員。

○高橋特別委員 今、資源調査も含めてそうなんです、外部の委員というお話が何かありました。今、現在調査をしております水研機構を含めて、国なり都道府県の研究機関で、今、調査をしているわけですが、これを民間に開放するということは考慮していないのかどうか、もっと広く民間に開放し研究なり調査というものを開放して、規制改革なりそういう観点からも幅広く意見を求めるなり、データを求めるなりそういう時代に来ているのではないかと私は思っています。その辺を水産庁としてどう考えているのか、教えていただきたい。

○山川分科会長 よろしいですか。では、江口漁場資源課長、よろしくお願ひします。

○漁場資源課長 現在、調査、評価に関しましては、水研機構を中心に関係都道府県機関の方で共同参画して実施をしているという状況にございます。民間に開放するという話はちょっと置いておきまして、先ほど外部の評価委員にレビューしてもらうということにしておりますので、評価結果につきましてはしっかりと評価ができるというふうを考えております。また、現在、一番この調査の中心となってやられている水研機構なり都道府県、こちらの方が調査体制を組んでおりますので、そちらの方を主体に調査、あるいは評価に当たっていただきたいというふうには考えております。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 以前にも私は言ったことがありますが、気象予報の話をする、気象庁が中心になってやっていることは間違いないのですが、民間の予報士の数がかなり増えて、民間企業とタイアップして非常に素晴らしいデータを流して、かなり生産活動に寄与するという、そういうことで一部の報道ではもう1兆円を超えるよ

うな産業に育っているという話もあります。

そういう意味ではやはりもっと広く調査をしてデータの蓄積なり、それから解析なり、1つの固まったところでやるのではなく、広い範囲の中でやっていただければもっと正確なもので広範囲なもののデータができるのではないか。早い時期に民間に開放すべきだというように私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 神谷資源管理部長から御発言がござひます。

○資源管理部長 基本的に誰でもデータにアクセスして、誰でもトライアルできるような体制にしていくというのが我々の考へている方向性なので、そういう点では全く一致してござひます。

それで、今、やっている、実際は水研センターが関係する機関とジョイントベンチャーを組んで資源評価をやっておりますので、形としてはもしそのジョイントベンチャーの中に参画したいというのであれば、可能性としてはありますし、そうでなくても資源評価の結果が出た後は、使用したデータの一式というのを公表しますので、当然、再現性があるような形でやりますから、そこを見てもらって誰でもが改善を提言したり、ここはおかしいんじゃないかというところを指摘するという体制、透明性というのは確保していきたいという方向で動いてござひます。

○山川分科会長 では、ちょっと戻りまして、先ほどの内田委員からの御質問に関しましてはいかがでしょうか。

江口漁場資源課長。

○漁場資源課長 ご指摘の評価の親魚の方の関係ですけれども、これまでいろいろ調査を積み重ねてきてデータも蓄積してきてござひます。データの蓄積により、精度も今後増していくというふうに考へてござひますので、そういう中で検証をしていきたいというふうに考へてござひます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

他にござひますでしょうか。

では、いろいろと御意見、御質問がございましたけれども、他にないようでしたらスケトウダラのTACの設定と配分につきまして、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですのでそのように決定させていただきます。

次にスルメイカについて、事務局から資料の説明をよろしくお願ひいたします。

○漁場資源課長 それでは、スルメイカの資源評価の結果について御説明させていただきます。資料2-4の方から御説明させていただきます。

恐縮でござひますけれども、資料2-4、49ページからなんですけれども、ちょっと53ページの方に飛んでいただきまして、スルメイカの冬季発生系群と秋季発生系群の2系ござ

いますので、この両方をまとめた53ページの下の方について、まず御説明させていただきます。

スルメイカは秋、10月から12月ぐらいに日本海の西部から東シナ海の北部、それから12月から3月頃には東シナ海の陸棚縁辺において連続して大きな産卵場が形成されます。このうち、秋に生まれるものがその後、対馬暖流によって日本海に流され、左の方でございませうけれども、それからおおむね日本海を1年かけてぐるっと回って成長、成熟して産卵場に戻ってくる。それを漁獲対象として5月から10月ぐらいに日本海で漁獲する。こちらの系群がございませうが、これが秋季発生系群です。

一方で冬に東シナ海で生まれたものは産卵場がより南の方になっていきます。黒潮によって太平洋側に運ばれやすくなりまして、太平洋で成長して夏から冬にかけて太平洋で漁獲されるということになっております。これが南下するときには大部分は津軽海峡や宗谷海峡を経て日本海に回って南下して、日本海で11月から2月ぐらいに漁獲される。これが冬季発生系群というふうになっております。

申し訳ございません。また戻っていただきまして、49ページでございませう。

これは冬季発生系群でございませう。概要につきましては、今、説明したとおりでございませうので省略させていただきます。

次、50ページ、上の3ページのところをお願いいたします。これは他国の漁獲を含めた全体の漁獲の動向を示しております。最近では急減してございませうして、2018年漁期は全体で4万5,000トンとなっております。この資源は韓国、中国、ロシア、北朝鮮でも漁獲をされてございませう。この4か国の漁獲量を集計対象とはしてございませうけれども、日本海において中国、北朝鮮の漁獲量が不明であるという状況にございませう。

次、下の4ページでございませう。

これは資源評価の流れを示してございませう。これまでと同じでございませうので、省略をさせていただきます。

次、5ページ目をお願いいたします。

これは資源の動向ということで、資源量と漁獲割合の推移を示したものでございませう。資源量は2015年漁期以降大きく減少に転じてございませうして、2019年漁期は14万4,000トンと推定されてございませう。これは過去に2番目に低い数字でございませう。

これらから資源の動向としては減少と判断をしているところでございませう。

次のページ、6ページをお願いいたします。

これは親魚尾数と再生産成功率の推移を示したものです。B l i m i tとして回復措置を取る親魚量を基準として、5億3,000万尾を設定しているところでございませうけれども、2019年の親魚尾数は1億5,000万尾であって、B l i m i tを下回っているという状況にございませう。

次のページをお願いいたします。

これは今し方説明した資源評価の取りまとめでございませう。

次、8ページの方をお願いします。

今、親魚量がB l i m i tを下回っていると御説明いたしましたが、B l i m i tに回復させるということを管理の目標としております。これを踏まえて漁獲圧について5年後に親魚量がB l i m i tを回復するようなことが期待できるような漁獲係数、それから親魚量の維持をするような漁獲係数といったものを計算してここに記載をさせていただいておりますが、これらのシナリオ、親魚量の増大シナリオで最大1万1,000トンと算定させていただいております。

次のページをお願いします。

今度は秋季発生系群の方でございます。下の10ページの方は先ほど説明しましたので省略させていただきます。

次のページの11ページについても先ほどの説明のとおりでございます。次に下、12ページ、漁獲量の推移でございます。秋季発生系群は日本の他、韓国、中国、ロシア、それから北朝鮮でも漁獲されております。この表には日本と韓国の漁獲量を載せておりますけれども、この他に中国の漁獲量というのが2004年以降増加傾向にあるというふうに考えられておりますけれども、正確な情報というのはございません。また、北朝鮮の漁獲についても不明でございます。また、ロシアによる漁獲量は2016年頃から増加しているというふうに思われます。

ここでは日本の中型イカ釣り漁船の1日1隻当たりの漁獲量で表したC P U Eをこの表の中で黄色い点、折れ線グラフで示しておりますけれども、90年代に上昇して2000年漁期前後をピークに減少傾向というふうになっております。

次のページをお願いいたします。

13ページでございます。これは2019年漁期の資源調査と漁況の特徴というものを示しております。6月から7月の漁場一斉調査では過去最低の水準でございました。沖合イカ釣りは極めて不漁、沿岸イカ釣りは北海道西部では不漁となっておりますけれども、本州は前年並み、また底引では石川以北で急増し、前年を上回っているという状況でございます。

これらの状況を踏まえまして、2019年漁期の資源量は従来手法である漁場一斉調査結果による資源量推定ではなくて、前年の残存親魚量に再生産成功率を乗じることで求められております。

次のページをお願いいたします。14ページです。

漁況から推定された輸送の変化のイメージ図を示しております。近年は日本海沖合へ輸送される資源の割合が高いのですが、2019年漁期は沖合へ輸送する資源が低くなっているものと思われま。

次をお願いいたします。

15ページの方は資源評価の流れを示したものでございます。先ほどもちょっと説明いたしましたが、資源量推定において2018年の残存親魚量に再生産成功率を乗じることで求められております。

次、16ページでございます。

これは、資源の動向として資源量と漁獲割合の推移を示したものでございます。資源量は2016年漁期以降、減少傾向となっておりまして、2019年漁期は63万トンとなっており、この推移から水準としては中位、それから動向としては最近5か年の資源量の推移から減少と判断をしております。

次のページを御願います。

これは親魚尾数と再生産成功率の推移を示したものでございます。本資源につきましては環境変化により高い生産性効率となったときに、高い加入量が期待できる親魚量の水準をB l i m i tとして13億尾を設定しており、2019年漁期の終了後の親魚量が10億6,000万尾と推定されておりまして、B l i m i tを下回っているという状況にございます。再生産成功率は1990年代と比べまして、2000年代以降、低い値で今、推移をしております。

下の18ページは以上の評価を取りまとめたものでございます。

以上の評価を踏まえまして、2020年漁期のA B C表というものを示しております。

2019年漁期後の親魚量がB l i m i tを下回るということで、親魚量をB l i m i tに回復させるということを管理目標といたしまして、5年後に親魚量がB l i m i tに回復することが期待できる漁獲係数、それから現状の漁獲量を維持する漁獲係数など、それから漁獲圧を減じるような算定などもここでは行っておりまして、2020年漁期のA B Cとして漁獲量を増大させるシナリオとして、最大で5万7,000トンということで推定をしているところでございます。

以上、説明でございます。

○資源管理推進室長 続きまして、スルメイカT A Cの設定について御説明いたします。

59ページからの資料2-5でございますが、2ページ目、60ページを御覧ください。この上の表に冬季発生系群、秋季発生系群のそれぞれについて、中期的管理方針に合致すると判断された漁獲シナリオと、これに基づき算定されたA B Cが記載されてございます。

これらの中で黄色のハイライトした部分の数値、すなわち冬季発生系群については、親魚量の増大、5年でB l i m i tへの回復というシナリオで算定されたA B Cのl i m i tである1万1,000トン。秋季発生系群については親魚量の増大シナリオで算定されたA B Cのt a r g e tである4万6,000トンを採用したいと考えております。

秋季発生系群について、A B Cのl i m i tではなくt a r g e tを採用してございますのは、資源評価結果の中で説明がありましたとおり、資源量の推定方法を従来の方法、漁場一斉調査結果に基づいて求める方法から、2018年漁期の残存親魚量に再生産成功率を乗じる方法に変更したということで、資源量推定値の不確実性が例年以上に高いということで、予防的な措置として、係数0.8を乗じたA B C t a r g e t以下による管理が望ましいとの科学的な助言を踏まえたものでございます。

T A CにつきましてはこれらA B Cの合計値とすることとしたいと考えております。従いまして、冬季発生系群の1万1,000トン、秋季発生系群の4万6,000トンの合計値である5万7,000トンを令和2年漁期のT A Cとして御提案させていただきたいと考えております。

続きまして配分について御説明をいたします。

資料2-5の最後のページ、61ページにTACの配分ルールに従った大臣管理分、知事管理分の数量を表で示してございます。先ほどの繰り返しとなりますが、令和2年漁期のスルメイカTACについても現在、パブリックコメント手続を実施しているところでございます。結果を受けまして内容に大きな変更があった場合には資源管理分科会へ再度諮問をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等よろしく願いいたします。

三國委員。

○三國特別委員 令和2年のTACの可能量は計算上、このくらい出てきたということですが、前年度もそうなんですけれども、去年は6万何千トンだったけれども、実際、獲れているトン数はこの前聞いたら2万トンちょっとぐらいだった。このくらい数字が離れているということは、計算したTACのあれとすごく差があるんです。漁業者としては本当に危機感を感じているわけです。

そういう中でいろいろ気象の影響等、日本海の中国、北朝鮮、そういうのが乱獲しているんじゃないかといろいろな議論があって、どれが少なくなっている原因だか分からないんですけれども、こういうことを踏まえてこのままあの数字だったら、今年もまた極端な差が出てくるんじゃないかという、小型いかの全国の御意見の中で、もう少し中国とか北朝鮮とかそういうのをできるだけ把握して、この中に入れてもらったら近い数字が出てくるんじゃないかという御意見が多数ありましたので、そこら辺も踏まえて次年度、TACの数量をやってもらえれば有り難いと思っています。

それから、もう一つ、うちの地域は青森県なんですけれども、青森県は沿岸の釣り、それから底びき、まき網とすごく輻湊しているわけです。その中で何と言ったって網漁業は獲るにもすごく効率が良くて、ある程度評価はできるんですけれども、何せ沿岸は針で一匹ずつ釣るわけですので、網をかけられた後は量が極端に下がってしまって、そういうこともあって沿岸の量が少なくなって、そんなところで沿岸と網の関係がぎくしゃくしているわけです。

そういうことも踏まえて地域のことも考慮してもらって、お互いに操業できるみたいな方策を水産庁が中に入ってやってもらえれば有り難いと思っています。そうでなければ本当にこのくらい数量が減って量がなくなると皆、生活が大変になるもので、結構問題になってきていますので、そこら辺も考慮してもらってやってもらえれば有り難いと思っていますので、この点を一つよろしく願いしたいと思っております。

○山川分科会長 外国の漁獲データの件とそれから地域での漁業種類間での漁業調整といえますか、そういう御意見を頂きましたけれども、何かございますでしょうか。

○漁場資源課長 外国の漁獲量のデータでございますけれども、御承知のとおりなかなか

相手国の政府から情報を得るといのはなかなか難しい状況でございます。

また、中国等の漁獲のところ、この資料の中でもちょっと触れていますが、研究者の報告等がございますけれども、やっぱり評価をするに当たっては、利用可能なというところで資源評価に反映させていくためにはなかなか難しいのかなというふうに思っています。今後とも相手国政府に対しても、情報提供等は働きかけていきたいというふうに思っています。

我々としても情報は欲しいんですけども、なかなか難しい状況にあるということは御理解いただきたいというふうに思います。

○山川分科会長 では、廣野管理調整課長、よろしく申し上げます。

○管理調整課長 ありがとうございます。三國さんも御存じのとおりスルメイカの関係は、以前から加工流通の方とかいろんな漁業者を含めた資源の関係の検討会というよりは、情報共有のための打合せなんかも八戸で行わせていただいて、私も何度か出たこともあります。皆さん御存じだと思いますがスルメイカは非常に漁獲が減っていて高くなっていて、加工業者なんかからはもっともっと持ってきてほしい、もっと安く獲ってきてほしいという話があります。

一方で三國さんが言われたように、釣りの方としては網をやられるとその後、しばらく獲れなくなるというようなお話もあります。なかなか非常に難しい問題なんですけれども、今、三國さんも言われたように、お互いやっぱり国民への水産物の供給という役目をしっかり果たしていただくというのは大事なことだと思っています。

どうしても沿岸の釣りの方からすると、私も経験がありますが、相手側を一方的に責め立てるような話にも、気持ちとしては非常に分かるんですけども、そうなってしまうような残念な部分もあって、やはり国民への供給というのを軸足において、そのために当然ながら漁業者の皆さんの生活、商売というのをも考えながら情報共有をしてやっていきたいと思っています。

また、こういう資源の状況が今は厳しい状況ですので、そこをどうしていくかという情報共有なんかも含めつつ今後ともよく御相談しながらやることをやっていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○三國特別委員 はい。そういうことも含めて今後、地域のことを考えて少しでも考慮してもらえれば有り難いと思っています。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 スルメイカの各漁業種類ごとの調整のことについては今回の漁業法の改正で許可漁業の一斉更新がなくなったわけで、従来であれば一斉更新のときにそういった調整の役割を国が責任を持って積極的に関与していく、そういった指針も出していただいております。

今、検討されている海面利用のガイドラインのところも含めて、しっかりとそういった調整を国が責任を持ってしていただく、紛争が生じないようにしていただくというところ

を基本で臨んでいただきたいというのが1点。

それから、外国船の操業についてなかなか分からない。難しいで終わってしまうと、そもそもこの管理がずっとできないということですから、N P F Cのように国際資源管理の機関のようなものをイカについても是非つくっていただくよう国の取組というのを検討いただきたいと思います。

○山川分科会長 御意見いただいたということでよろしいでしょうか。では、よろしくお願いたします。

他にございますでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 三國委員、それから大森委員のお話と全く同じことになってしまうわけなんですけれども、私のところは銚子漁業、銚子市の漁業協同組合なものですから、まき網船もいれば、小型船もいるということで、同じスルメイカを獲っているというようなことがあって、その中での漁業調整というのは非常に重要なことだというように思います。

ましてや、このように資源が減少しているときにどうやってそれを配分していくのかというようなことというのは非常に重要なことだと思うんですけれども、一方で、例えばまき網の場合も同じ水産庁の政策によって漁船が大型化していくということがあるわけなんです。

それで、本船もそうだし、それから運搬船にしても、やはりこれも自分のところで投資をしながら大型化していっているというようなこともあるので、そうなった場合に、そのところで漁獲の制限をかけられるということに関しては、やはり彼らも相当危機感も持っているわけなんです。

ただ、一方で沿岸の漁業者にしてみるとこれは死活問題でもあるわけなので、そのところの調整というのはやはり両方の者が何とかうまく両立していくような、そういうものというのを考えていただきたいと思います。それはやはり水産庁それぞれのセクションでの政策というのがあるって、船はやっぱりどんどん造っていくということ。それから、大型化していくというのも水産政策の中にもうたわれている部分もあるわけなんです。そのところで、一方では小型船も守っていかなければいけない。沿岸の漁業も守っていかなければいけないという、その政策というのを両立させるということの水産庁さんの方がうまく差配していってもらわないといけない。

それは我々漁業者にとってみると両方の漁業がいるわけなので、そのところをうまくお願いしたいというのが意見であります。要望でありますので、よろしくお願いたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

他にございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 過去5年間で約5分の1まで漁獲量、資源が減ってきた、いわゆるTACが減ったという主な原因というのは何んでしょうか。

○山川分科会長 これは資源評価ということでしょうか。

江口漁場資源課長。

○漁場資源課長 資源量の方につきましては、例えば、秋季発生系群の方についてはこのグラフの、56ページの下の方です。2016年漁期以降、減少傾向にあるというような状況になります。ここ5年ぐらいいかなり資源量としても減ってきているという状況がございます。

また、前に戻っていただいて51ページの上の資源動向のところ、ここに示しております資源量、青マルの折れ線グラフでございますけれども、近年すごく急減をしているということがございます。これは単年の短い寿命の魚でございますので、この資源量が大きく影響をしているというふうに考えられます。資源量の変動、減少が漁獲減というところにつながっているものだというふうに考えられます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

では、山下委員。

○山下特別委員 1月の後半に水産庁の方々が小木支所の船長に何か意見を聞きたいということで来られたんですけれども、今まで3年半か、私は水産庁も言ったし、外務省も言ってきましたけれども、一緒なんですよね。対策が臨検したり、拿捕したりと、いろいろと頼んでおるんですけれども、一向に対応してくれないということです。

それで北朝鮮と、それから中国の虎網ですかね、そのトン数をできたら調べてほしいのと、それと、今、全国で70隻おるんですけれども、10隻辞めたんです、今年中に。それだけやっぱり皆さん漁獲が獲れない、それから経費が取れないということで、やりたくてもやれないんです。それを何とかしてほしいと思うんです。お願いします。

○山川分科会長 御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

何かコメントはございますか。

○漁場資源課長 先ほどの高橋委員からの資源量の減少のちょっと補足をさせていただきますと、先ほど資源減少傾向にあると、近年減少傾向にあるということについては、主に東シナ海を中心とする産卵水域、この図の方でも御説明させていただきましたけれども、その発生海域で産卵に適した温度帯というのが、産卵に適した温度があるわけなんですけれども、その温度帯の水域が少し減少しているのではないかというようなことが考えられているということで、補足でございます。

○山川分科会長 では、大森委員。

○大森委員 山下委員からもお話があったとおり、海洋環境の変化ということが、非常に急激な漁獲の減少につながっている部分があるというのを、午前中の水政審の企画部会でも申し上げたんですが、このような状況がどのくらい続くのか全く見えない中で経営を辞めざるを得ないというところが出てきて、本当に資源が回復したときに、正に我が国の国民に安定的に食料を供給していくという機能が発揮できなくなるといったことがあってはいけないわけなので、この環境変化に対応するための緊急的な対策というものを国がしっかりと検討して進めていく、これが大事だと。今、本当に大事なときだと思っておりますので、

今後もこれはいろんな場面でまた提言をしてまいりたいというふうに思います。

○山川分科会長 では、御意見を頂きましたので、よろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。ちょっとコメントがあるんですけども、スルメイカの資源については先ほど中国の虎網の話がありましたが、中国の水域でやっている量が分からないのと、それが相当な量であるとする、産卵親魚にすごく影響があるんじゃないかということが懸念される研究者がおりますので、是非とも何かお答えを頂きたいということです。実際かどうか分からないんですが、54ページの漁獲動向のところ「中国：不明」と書いてあって、「Lee et al. (2017)」だと20万トンと書いてあるんです。これは20万トンだと上の図を見ると、日本と韓国を合わせたよりもずっと多いということになるので、脅威なわけです。

だから、そこはこれが正しいかどうか分からないということだったと思うんですが、やはり何らかの形で調査をしないと正しい資源評価はできないんじゃないかというふうに思われます。是非とも御対応いただきたい。

以上です。

○山川分科会長 では、御意見を頂いたということでよろしく願いいたします。

他にございますでしょうか。

では、他に御意見がないようでしたら、スルメイカのTAC設定と配分につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に御異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に平成31年漁期、今漁期のスケトウダラ・オホーツク海南部のTAC改定について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、平成31年漁期スケトウダラ・オホーツク海南部系群のTACの改定について御説明を致します。

資料は63ページ、資料の2-6を御覧ください。

本件は昨年10月の第97回資源管理分科会で5万3,000トンから5万5,000トンに増やす改定を御承認いただきました、オホーツク海南部のスケトウダラTACについて再度改定をするというものでございます。

この系群に係るTACの設定の考え方については先ほども御説明を致しましたが、主たる生息海域が外国水域であり、我が国水域への来遊状況に年変動があることを考慮して来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースにTAC設定をしてきているところでございます。

今般、沖合底びき網漁業の漁獲量が1月時点で過去最大レベルの5万4,000トン弱に達し、2月・3月の漁獲量を近年の最大値である約3,300トンと仮定した場合、期末までの予想漁

獲量は5万7,190トンとなります。この予想漁獲量の数字につきまして、水産政策審議会第84回資源管理分科会資料5、「漁獲可能量TACの配分シェアの見直しについて」に基づきまして、1,000トン未満を切り上げ、知事管理分に相当する量の100トンを含めて5万8,000トンとしたいと考えているところでございます。

あと、誠に恐縮なんですけれども、資料の2-6の「改定の考え方」の四角の中にあります3の2行目のところに「平成31年漁期、令和元年漁期とも」という表現がありますけれども、これは編集ミスでございまして、この部分は削除していただければと思います。

ということで、引き続きまして配分ですけれども、65ページの方にお示ししてございます。沖合底びき網漁業に5万8,000トンから知事管理見合分の100トンを差し引いた5万7,900トンを配分することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして御意見、御質問等よろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、平成31年漁期のスケトウダラ・オホーツク海南部のTAC改定につきましては原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、特に御異議ございませんようですので、全体の諮問第326号につきましては、原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

ここで諮問第326号に関しましては、ただいま全体として御承認いただいたということですけれども、令和2年漁期のTACについては、現在、行政手続法に基づくパブリックコメントを行っているという御説明が事務局からもございました。寄せられた意見を踏まえまして、内容を大きく変更することとなった場合には、再度、資源管理分科会に意見を聞いていただくということにさせていただきます。

なお、答申に当たりまして、事務手続上の部分的な修正とかあるいは文言の訂正等軽微なものにつきましては、私に一任いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

あとは、諮問事項がまだ2つございますけれども、ちょっと時間が長くなってまいりましたので、この辺で一旦休憩ということにしたいと思います。

では、15時40分再開ということでよろしく願いいたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、議事を再開させていただきます。

続きまして、諮問第327号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規

定に基づく基本計画の検討(令和2年漁期のくろまぐろの漁獲可能量の設定等)についてです。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、御説明を致します。クロマグロの基本計画変更の関連の資料としては、右肩に資料3-1と記載のあるワンセットにまとめた資料になります。説明では、資料の一番下、最下部のところに記載の通しページで説明をしております。それぞれの資料のページあるいはスライドの番号ではございませんので、よろしくお願いいたします。

資料ですけれども、1ページからの資料3-1は今回の諮問文、第6管理期間変更案の新旧対照表、修正を反映した計画で、15ページからの資料3-2が変更点などの説明資料、55ページからの資料3-3が第5管理期間の計画となっております。

それでは、資料3-1の諮問文を読み上げます。

元水管第2164号。令和2年3月2日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣、江藤拓。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について(諮問第327号)。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画第1の別に定める「くろまぐろ」について(令和元年12月26日公表。以下「くろまぐろ基本計画」という。)に、別紙の変更に係る検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり、くろまぐろ基本計画を変更する必要がある旨の答申が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、くろまぐろ基本計画を変更することとしたので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

具体的な第6管理期間の基本計画の変更案については、3ページ目からの新旧対照表のとおりですけれども、その変更内容については資料3-2を用いて説明を致します。通しページの24ページを御覧ください。

今回諮問するのは、クロマグロの第6管理期間の基本計画変更案ですけれども、その他2点ほど御報告もさせていただきます。

24ページの上段に今回の基本計画変更等に関する項目を列記しましたので、この順に沿って説明をしていきます。まず、第6管理期間の配分について説明をし、その後、配分量の変更手続きの迅速化について説明をします。そして、今回の主要な変更点であります繰越数量の取扱いについて説明をします。その後、個別の案件である融通を促進するためのメリット措置、瀬戸内海等の超過数量の扱いについて御説明をします。そして、最後に直近の状況として近海かつお・まぐろ漁業等の管理状況と33ページからの資料で説明しますけれども、沿岸漁業の現時点の管理期間である第5管理期間の融通の状況などについて御報告を

します。

それでは、まず第6管理期間の配分について御説明を致します。

クロマグロでは、大臣管理漁業と知事管理漁業の管理期間が異なっており、3か月ずれて管理を行っています。このため、第6管理期間の大臣管理漁業は令和2年1月から既に管理が開始されており、知事管理漁業、つまり沿岸漁業は4月から始まることとしております。

第6管理期間の具体的なTACの配分は25ページのとおりでございます。上のスライドが配分の考え方、下のスライドが実際の配分内容です。下の実際の配分内容について御説明をしますと、昨年12月4日に開催されました資源管理分科会では、台湾から大型魚300トンの漁獲枠の移譲があった場合の配分案をお示ししましたが、その後、中西部太平洋まぐろ類委員会で、台湾からの移譲は通報を待つということになりました。この移譲が第6管理期間当初に決まらなかった場合の配分の考え方については、その分科会で説明をしましており、第5管理期間の配分の考え方と同様とするとしておりましたので、第6管理期間の当初の配分量は第5管理期間の当初配分量と同様の数量となっております。

続きまして、配分量変更手続きの迅速化について御説明をします。26ページの上の段を御覧ください。

都道府県ごとの配分量は基本計画に記載してございますが、この基本計画の変更を行うには水政審、水産政策審議会への諮問が必要となっております。これは農水省の裁量のみによる一方的な変更を防ぐための手段ということでございますが、一方で第5管理期間からはTACを有効活用するため都道府県間の配分量の融通を促進しております。この配分量の変更を行う際に、水産政策審議会の開催を待つことになると融通をしてほしい時期に手続きが間に合わないといった問題が生じ得るということでございます。

このため、第5管理期間では都道府県間の融通やデータ収集のための留保からの配分など国の恣意性がない配分量の変更手続きは、上段のスライドの下の方の記載のとおり、その手続きを記載した基本計画への水産政策審議会の意見をもって、その後の変更手続きについての意見ということにいたしました。このことによって第5管理期間は迅速に計画変更を行うことができっております。

なお、この考え方に基づく手続きについては、第6管理期間も同様に行うこととしたいと考えておりますので、御了解いただければと思っております。

また、今年度に新たに加わる未利用分の繰越しによる配分量の変更手続きについても第5管理期間の漁獲実績確定後速やかに実施することが漁業者の利益に資するというので、今回の基本計画に繰越しの手続きを明記することで計画変更の手続きを迅速に行うことにしたいと考えております。

続きまして、今年度から実施する繰越しの手続きについて御説明を致します。26ページの下段のスライドを御確認ください。

昨年のWCPFCで、我が国の漁獲上限のうち未利用分については、当初の漁獲上限の17%まで繰越し可能ということになりました。これを受けまして、国内ルールでは既に資源

管理分科会で御説明いたしましたとおり、大臣管理漁業、都道府県とも当初配分の10%までは繰越可能ということにし、それ以上の未利用分は国の留保に繰り入れて再配分をすることをしております。

なお、補足ですけれども、各配分量の繰越上限10%を超える未利用分は国の留保といたしましたが、過去の超過数量の差引きにも充当可能ということとしたいと考えております。これは、第4管理期間も未利用分が発生したときは、過去の超過数量の差引きに充当しておりますので、同様ということでございます。

なお、この差引きについては、他の都道府県からの融通により得た数量については使用できないということとしたいと考えております。

次に、27ページを御覧ください。繰越しのうち国の留保とする数量の配分について御説明をいたします。

まず、小型魚についてでございます。繰越しのうち国の留保とする数量の配分につきましては、第6回くろまぐろ部会で都道府県への配分を優先すること、一部は均等に配分することの2つが示されておりました。これを受けまして、今回具体的に示す配分案としては、まず各都道府県に一律で3トン配分し、残りを各都道府県の配分のベースとなっている第3管理期間当初の配分比率で配分することとしたいと思っております。この一律3トンですけれども、もともと実績のない県を除く33の都道府県に配分いたしますので、およそ100トン均等に配分することとなります。

実際のところどういう配分がなされるのかということでイメージを持っていただけるよう、具体的な配分の例を27ページの下段から28ページに記載してございます。これは繰越しのうち留保とする数量が250トンであった場合の配分案です。例として250トンを出したということですが、これは第5管理期間の国の留保が250トンほどございまして、未利用のまま漁期を終える見込みとなっておりますので、この数量についてはこれを繰越す可能性が高いということから、この数字で例示したものでございます。この例を見ますと、左の表の左の列が第3管理期間の当初配分です。これで各都道府県の配分の割合を確定いたします。実際の割合はその右の列ですけれども、例えば北海道であれば6.0%、青森県は13.6%という具合になっております。

具体的な追加配分は右側の表となります。まず一律で3トン配分をし、残りを先ほどの各都道府県の割合で配分してまいります。そうしますと、全体で250トン配分できるとした場合に、一番右の列の数量が追加配分できる数字となります。これも例えば北海道であれば12.1トン、青森県であれば23.5トンといった具合になります。もちろんこの数字はあくまで250トン配分できるという仮定に基づくものでございますので、実際に漁期が終了するまで確定はしませんけれども、このような方針で漁期終了後、追加配分を進めたいと考えております。

次に、29ページを御覧ください。大型魚についてでございます。

昨年12月4日の資源管理分科会くろまぐろ部会で示された考え方に基づく配分案、ここ

では暫定配分量としてございますが、その数量を示したところでございます。暫定配分量は台湾からの移譲分で充当する予定としてございましたが、まずは繰越しのうち留保とする数量から暫定配分量までの追加配分を行うことといたします。

なお、未利用分の繰越しのうち留保とする数量の追加配分によっては、暫定配分量に至らないという場合においては、暫定配分量と当初配分量の差分を一定の割合で上乗せ配分するということとしたいと考えております。現在の配分量と暫定配分量は29ページの下のスライドに示してございます。この当初の量と暫定の量の差分を繰越し分で賄っていくということになります。

続きまして、当初の留保、つまり未利用分の繰越しに由来しない留保の取扱いについて御説明を致します。資料の30ページ上段を御覧ください。

第6管理期間当初の国の留保は、小型魚が345.6トン、大型魚が136.4トンでございます。この数量は過去の超過数量の差引き分も含まれておりますので、今年の留保よりも増加をしていると。このため、この一部につきまして都道府県及び大臣管理漁業へ可能な範囲で配分し、留保を最小必要限としたいと考えております。具体的な配分方法は、繰越しのうち留保とする数量の配分と同じ方法で行います。

なお、配分後の留保の数量の下限値は小型魚270トン、大型魚50トンとしたいと考えておりますが、大型魚については未利用分の繰越しのうち留保とする数量の追加配分では、暫定配分量に至らない場合にのみ当初の留保を利用することとしたいと考えております。

続きまして、個別の案件について2点御説明を致します。まずは資料の30ページの下段を御覧ください。

融通を促進するためのメリット措置の検討でございます。現在配分量を有効活用するために都道府県間などでの配分量の融通を進めているところでございますが、現行の融通ルールでは配分量の譲渡を受ける側のメリットは非常に大きいんですけども、一方で譲渡する側については、手続き、あるいは関係者の調整など、負担があるのみでメリットがほとんどないという状況でございます。このような中で、第5管理期間に行った融通において、他の都道府県に可能な限り配分量を譲渡した結果、未利用分が当初配分量の10%を下回る県がございました。この場合、通常のルールでは漁期末の未利用分を繰り越すことになるため、この県については10%を下回る数量しか繰り越せないということになりますけれども、融通を促進するためには、そういう融通、譲渡に協力的な都道府県に対して一定のメリット措置が必要ではないかと考えております。このため、このような都道府県の救済措置あるいはメリット措置といった形で、第6管理期間に限定した措置として、譲渡した分も未利用分として扱うこととしたいと考えております。この措置をすることで、10%残して他の都道府県に譲渡した後に、仮に突発的な漁獲によって残枠が10%を下回った都道府県についても、このメリット措置の恩恵を受けるということではできるということで、譲渡した都道府県が不利益にならないようにすることができると考えております。

この措置については、今期の第5管理期間の未利用分が大きい、繰越し分も大きいという

状況で実施できる措置ということですので、今後この措置の取扱いあるいは譲渡した際のメリットについては、引き続き検討していきたいというふうに考えております。

最後の変更点といたしまして、超過分の取扱いについて御説明を致します。資料の31ページの上段を御覧ください。

資源状況の回復に伴って、これまでクロマグロの漁獲実績がほとんどない瀬戸内沿海県で漁獲報告が相次いだということは、第98回の資源管理分科会で御報告したとおりでございます。このため、香川県で混獲のための配分を超過した漁獲がございました。これまで漁獲実績がない地域の漁獲枠をどのように取り扱うかについては、今後も漁獲が継続するか否かということ踏まえて判断する必要があると考えております。このため、通常は、超過分は翌期の漁獲枠配分量から差し引きますが、瀬戸内海における漁獲による超過、あと、管理上の観点から小型魚0.1トン又は大型魚1トンを配分している都道府県の超過につきましては、翌期の配分量から差し引かないこととしたいと考えております。今後の取扱いについては、漁獲状況を見ながら、またこの分科会で御議論していただければと考えております。

基本計画の変更点は以上となりますけれども、このほかに報告が2件ございます。

1点目は第6管理期間の近海かつお・まぐろ漁業等の漁獲状況でございます。31ページの下段を御覧ください。

近海かつお・まぐろ漁業は、その4月から6月の大型魚の漁獲データが資源量の推定に必要となっております。しかしながら、昨年は1月から漁獲が続き、6月末までに漁獲枠の上限まで漁獲し、十分なデータが得られないという状況となりました。このため今期、第6管理期間からは1月－3月、4月－6月、7月－12月の3期に分けて管理を開始したところでございまして、このことは12月の分科会でお示ししたとおりでございます。

続いて、32ページ上段を御覧ください。

大臣管理漁業は1月から第6管理期間の管理を行っているところでございますが、2月上旬の時点で90トンの枠に対し89トンの漁獲がございました。このため、現在、資源管理法第10条に基づく採捕停止命令が発令されているところでございます。漁獲の再開は4月1日からということになっております。

なお、今年の漁獲について分析したデータがございますので、御紹介を致します。32ページの下段を御覧ください。

このデータは昨漁期同時期の漁獲におけるクロマグロの魚体重と今期の魚体重の比較になっております。昨期は20から30キロ程度、2から3歳魚の漁獲が多かったのですが、今漁期については60から70キロ程度、4から5歳魚の漁獲が多く見えています。いずれについても2015年の資源管理開始後に生まれた年級群であり、これまで沿岸漁業で資源が増加しているとの意見もございましたけれども、大型の個体を狙う近海かつお・まぐろ漁業でも資源管理の効果が見えてきた可能性も考えられるのではないかと考えております。

最後に、第5管理期間の報告を致します。33ページの下段を御覧ください。

これは配分量の融通の結果を示したものでございます。下の段にあるように2月3日付で融通を実施いたしました。今回は交換もありましたが、87トンの大型魚が都道府県間で譲渡されております。現在も調整中の融通もございまして、漁獲枠を有効活用できるよう引き続き融通の手続きを進めていきたいと考えております。最新の漁獲実績は34ページに掲載しておりますので、御確認いただければと思います。

以上、何点か御説明、御報告したことにつきましては今回資料3-1の別紙、第6管理期間の基本計画の新旧対照表及び資料3-3の第5管理期間の計画に反映されてございます。説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

谷委員。

○谷委員 今回の水産庁からの提案については特段の異論はございません。ただ、特に大型魚に関してなんですけれども、繰越し分と留保を活用して昨年12月4日に示した配分案を実現してもなお十分な留保枠が確保された場合には、クロマグロ資源の有効利用の観点から大中型まき網漁業への配分が行われるよう御検討を是非お願いいたします。

また、同様にクロマグロ資源の有効利用のために都道府県間の配分量の融通が更に積極的に行われるように御配慮を頂ければと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 御要望ということですが、よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 台湾の状況を今の段階で何か情報があれば教えていただきたいのと、台湾から通告があった場合、それをどうするかというのは、この分科会を開くのか、もう水産庁としてやるのか、教えていただけますか。

○山川分科会長 魚谷資源管理推進室長、よろしく申し上げます。

○資源管理推進室長 台湾から通告があつて移譲がなされた場合には、改めて資源管理分科会の方にお諮りするということとなります。

○大森委員 その際は迅速にやらないといけないと思います。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

堀内委員。

○堀内委員 今の大森委員からの台湾の移譲なんですけど、これいつになるか大体の月もまだ多分決まっていないと思うんです。もう漁期が始まった中で、例えば夏以降になると、獲れる地域、場所、大きさも変わってくるので、また分科会は開くのもいいんですが、なるべく早めに、あくまで台湾から来た300トンに対しての予測というか予想を分科会で立てておいて、実施になったらすぐ移すというのがいいのではないかと思います。

○山川分科会長 いずれにしても、迅速に対応する必要があると思いますので、御意見いた

いただいたことでもよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、諮問第327号については原案どおり承認をしていただいたことでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、続きまして、諮問第328号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく令和2年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画についてですけれども、事務局から資料の御説明をよろしくお願いいたします。

○栽培養殖課長 それでは、資料4というのを御覧ください。

栽培養殖課長でございます。

まず、諮問文を読ませていただきます。

元水推第931号－3。令和2年3月2日。

水産政策審議会会長、山川卓殿。

農林水産大臣 江藤 拓。

水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく令和2年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について（諮問第328号）。

このことについて、別紙案のとおり定めたいので、水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるということでございます。

1枚お開きください。

別紙のとおりでございまして、河川の名前までは全部読み上げませんが、まずサケにつきましては、10河川におきまして1億2,900万尾、カラフトマスにつきましては3河川で720万尾、サクラマスにつきましては6河川で270万尾、ベニザケにつきましては3河川で15万尾ということで、合計全部で14河川におきまして1億3,905万尾を放流しようという計画でございます。

参考までに次のページを御覧ください。

これが令和元年度の全国の一尾ふ化放流計画、今のものを合わせた全国の部分をお示ししてございます。北海道ですと、四捨五入すると11億8,684万尾という状況になっておりまして、全国の計で申し上げますと、19億尾程度強を放流するという計画になっております。そのうちのおよそ3分の2ぐらいが太平洋というような状況になっております。

参考2を御覧ください。

この国立研究開発法人水産研究・教育機構が行うさけ及びますの個体群の維持のための人工ふ化放流についてということですが、その同じ紙の下にございますように、水産資源保護法の第20条に規定がございます。ここで機構が実施すべき人工ふ化放流に関する

る計画を定めなければならないとなっております、3項におきまして、水産政策審議会の意見を聴かなければならないとなっておりますところでございます。

上に戻っていただきまして、このさけ・ます資源の保護培養のためには、民間による資源増大を目的とする、民間で行われているそういう人工ふ化放流とともに多様な遺伝形質のさけ及びますの放流により気候変動リスクを回避すると。あと、地域特性に見合った幼稚魚の放流により回帰の確実性を高めるといった、こういった目的がございまして、遺伝的多様性を維持するためのふ化放流ですとか、資源状況を把握するためのふ化放流が必要だということで、機構におきましては農林水産大臣が定める計画に従って放流を実施していただいているということでございます。

このふ化放流につきましては、地域固有の個体群の特性が維持されている主な河川において行われております。漁業の対象となりにくい早い時期のものあるいは遅い時期のものの回帰群も含めてふ化放流を行うということで実施されておきまして、できるだけ自然産卵に近いような再生産が行われるように配慮されているという状況でございます。全ての放流魚につきまして耳石温度標識をつけておきまして、放流サイズなど放流時期ごとの回帰状況が調査されているという状況でございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

これについて何か反対とかそういうのがあるわけでは全くないんですが、さけ・ますのふ化放流については、例えば遺伝的多様性について具体的にどのように調査をされているのかということなどは環境系の人に関心事ではないかと思われるんですが、その点は機構の方で調査をされているのかという点が1点と、もう一つは、この下の参考2の2つ目の丸のところに自然産卵に極力近い再生産が行われるように配慮していると書かれているのですが、これ具体的にはどのような内容なのかということ、例えば産卵場が保護されているとかそういうことを指しているのか、ちょっと教えてください。

○山川分科会長 藤田栽培養殖課長。

○栽培養殖課長 まず、遺伝的なものでございますけれども、一応サケにつきましては北海道で大体5つの地域の個体群と、あと本州につきましては2つ、大体太平洋と日本海というふうに分かれている7つの系群があるんじゃないかということで確認をされてございます。一応水研教育機構の方からは、できるだけ種となる卵を長距離移動してもあまり意味がないというか、効果がないということで、しっかりできるだけ自分のところの河川といいますか、系群から取って放流するというところで指導を行っているという状況でございます。

あと、自然産卵の方は、一つはやっぱり申し上げましたように早い時期のものと遅い時期のものとしっかり上がってくる時期を極端に限らないで、それに応じてふ化をしていただ

くと。それはその際にしっかり育てる過程におきましては、あまり過密にならないように石を敷いたり、水を上から緩やかな感じで流して、実際に湧き水というんでしょうか、河川の中から湧いてくる水に近いような形でふ化をさせて育てると。その後、放流時期をちゃんとコントロールしていくということでやらせていただいているという状況でございます。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 田中です。

2点目はよく分かりました。1点目の質問の趣旨なんですけれども、例えば放流を繰り返していると、だんだん遺伝的な系群間の保存、遺伝的な違いというのが保存されているのは分かるんですけれども、この系群内の多様性が維持されているのか。つまり均一になってやしないかということに関する懸念が栽培に対する批判としてあるので、その点の調査がなされているかという質問なんですけれども。

○山川分科会長 藤田栽培養殖課長。

○栽培養殖課長 今、ふ化放流をする際に全部のふ化施設ではありませんけれども、耳石でこの河川のふ化場でふ化をさせたかというのが分かるような形になっております。そういう標識をつけることができるようになっておまして、水研教育機構がやっているふ化放流につきましては、全数しっかり耳石の標識をつけて、ほかにも現在回帰率の低下に伴いまして、どういう形で原因といいますか、効果が表れるのかということで、民間のふ化場におきまして耳石のつけるという作業をできるだけ増やすということで、現在補助をさせていただいている状況でございます。

それがちょっと実際に始まったのが4年ぐらい前から広がり始めたんですけれども、今年度といいますか、帰ってくる量は大体調査が始まっていますので、その中から委員がおっしゃいましたような中で分かることが出てくれば、しっかりそれを踏まえてふ化放流の中の指導に活かしていくということだと思っております。

○山川分科会長 田中委員。

○田中委員 ありがとうございます。

できれば遺伝子そのものの分析をして、ダイバーシティを計測していただければなというふうに思います。MEL第1号、多分そのうちまた更新するときにそこもネックになるといけませんので、どうぞよろしくお願いします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

川辺委員。

○川辺委員 北海道でサケが取れないという話をずっと伺っているんですけれども、こういった放流事業をされて調査されてというのは、そういう課題をこれから解決していくデータになり得るものなんでしょうか。

○山川分科会長 藤田栽培養殖課長。

○栽培養殖課長 おっしゃるとおり我々としてはそれに非常に期待をしておるところでございますけれども、これまでの分析の中では、明確に原因が特定できておりません。サケが

実際に放流をして、海に下りて、稚魚となってオホーツク海に行って育っていく期間があるんですが、どうもそのあたりの水温とかがちょうど一昨年ぐらいに帰ってきたようなさけは、非常にそういういい時期というんでしょうか、それが短かったというのが傍証で明らかになっておりますけれども、昨年の帰ってきたものが悪かったというのは、それだけではうまく説明できないところがありまして、今しっかり分析をしてもらいたいということでお願いしている状況でございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言がなければ諮問第328号については原案どおり承認をしていただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、諮問第327号と328号について確認のために答申書を読み上げさせていただきます。

答申書。

元水推第33号。令和2年3月2日。

農林水産大臣、江藤 拓殿。

水産政策審議会会長、山川卓。

令和2年3月2日に開催された水産政策審議会第100回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

諮問第327号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について。

諮問第328号 水産資源保護法第20条第1項の規定に基づく令和2年度の遡河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画について。

それでは、この答申書を神谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から神谷資源管理部長に答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、報告事項に入ります。事務局から報告事項が5件あるということです。

まず、指定養殖業の許可の状況について事務局から説明をよろしくお願いたします。

○内水面漁業振興室長 内水面漁業振興室長です。

資料5を御覧ください。

指定養殖業の許可の状況についてということで、内水面漁業の振興に関する法律に基づきまして、指定養殖業としてうなぎ養殖業が指定されております。このうなぎ養殖業の許可の公示については、昨年の6月の審議会で答申を頂きまして、これに基づき許可の一斉更新を行っておりますので、その状況について報告いたします。

初めに、許可の有効期間につきましては、白丸の1つ目のところを御覧ください。昨年の11月1日から1年間というふうになっております。

それから、具体的な内容につきましては、丸の2つ目、うなぎ養殖業の許可申請数量・件数及び許可数量・件数を御覧ください。ニホンウナギと、それから、その他の種のウナギというふうに分かれております。公示数量はそれぞれ21.7トンと3.5トンということになっておりまして、申請を募ったところ、それを上回る量が来たということで、規定に基づきまして、まず実績者に優先して許可する数量を配分いたしました。ニホンウナギ、その他の種のウナギともにそれが公示数量に届きませんでしたので、届かなかった分につきましては、これも規定に基づきましてくじによる配分を行いました。結果として、この枠の下から2つ目ですけれども、許可の結果としては、ニホンウナギにつきましては21.7トン、許可件数としては合わせて459件、その他の種のウナギにつきましては、3.5トンについて許可件数は104件というふうになっております。

これを都道府県別に許可件数ということで並べてみますと、ニホンウナギとその他の種のウナギについて重複する方もいらっしゃると思いますので、合計としては一番下の欄を見ていただきますと、許可件数が523件ということでそれぞれ枠いっぱい配分して許可を行っております。現在この許可に基づきまして、もうシーズンは開始されておりますが、シラスウナギの受入れが進みつつあるというのが現在の状況であります。

説明については以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ありましたらよろしく願いいたします。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

その他のウナギについてなんですけれども、ニホンウナギは管理しているということで国際的な批判はかわせるんだろうと思うんですけれども、その他のウナギ、例えば南方系のビカーラ種などはストックが大きいにもかかわらず大量に養殖するということになるので、また日本人がウナギを食べるから資源が枯渇するというような批判を受けることになるので、何らかの対策をお願いしたい、以上です。

○山川分科会長 何かコメントございますでしょうか。

○内水面漁業振興室長 ここにありますとおり、その他の種のウナギ、ここで言っているものはほとんど御指摘のとおりビカーラ種だというふうに認識しておりますけれども、枠管理をしてどんどん広がっていくようなことがないようにということでキャッピングしているということで、まずはここからということだというふうに考えておりますが、今後とも御指摘のことを踏まえて対策、どんなことがということからですけれども、進めてまいりたいと考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

山内委員。

○山内特別委員 ありがとうございます。

許可そのものの状況とは少し外れてしまうかもしれないんですけども、一つ要望として、今現在国内で進んでいる漁獲証明制度の議論があるかと思うんですけども、現在はアワビとナマコを中心にとということだったと思うんですけども、将来的にやはりニホンウナギのせっかくこの生けすに入れるところをしっかりと管理しているというところであれば、シラスウナギからの漁獲証明制度みたいなものも近い将来で検討していただけるとすごく管理の実効性というのが非常に外に示しやすくなるのではないのかなと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○山川分科会長 ただいまの件、いかがでしょうか。御意見としていただいたということでもよろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

では、特に御発言がなければ次の報告事項に移りたいと思います。

令和2年の捕鯨業の捕獲枠について事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

○国際課長 国際課長でございます。

昨年12月末に令和2年の捕鯨業の捕獲枠について決定いたしましたので、御報告申し上げます。資料6を御覧ください。

捕鯨業の捕獲枠につきましては、資料6の下表にございますように科学的根拠に基づいて算出されました捕獲可能量から水産庁留保分と、定置網で混獲されますので、その混獲数を差し引いたものとして設定しているところでございます。令和2年の大型鯨類の捕獲枠についてでございますが、この資料の上段の①の捕獲可能量については令和元年と同数、また、②のとおり混獲数も令和元年と同数としておりまして、また、水産庁留保分につきましても最終的には捕鯨業者に配分されますので、資料の最初の文章の下線部にありますとおり令和元年と実質的に同数となっているところでございます。

なお、令和元年の商業捕鯨の捕獲枠の設定に当たりましては、捕獲可能量から調査捕鯨分を差し引いていたところでございますが、③にございますとおり、令和2年は調査捕鯨を実施しないため、捕獲枠から調査分を差し引くという算定は不要となっているところでございます。

以上から今般お示しした令和2年の捕獲枠であります。改めて下の表でありますけれども、表の左から3つ目の列に記載しているとおり、ミンククジラについては母船式20頭、沿岸100頭、ニタリクジラについては母船式150頭、イワシクジラは母船式25頭となっており、また、漁期の途中で追加配分する予定の水産庁留保分については、ミンククジラ12頭、ニタリクジラ37頭、また、混獲分についてはミンククジラ39頭となっているところでございます。

なお、この表の一番右の列の令和元年の捕獲実績については、商業捕鯨の実績であり、令和元年の7月から12月までの実績となっておりますが、ミンククジラについては、このほか昨年1月から6月まで実施されました調査分の79頭が加えると捕獲可能量は令和元年、

令和2年ともに同数となっております。令和2年につきましても、この捕獲枠を順調に消化していただくようしっかりと安全操業などについて万全を期してまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。

令和元年漁獲可能量留保枠の配分について(ずわいがに)について事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料7でございます。

ズワイガニのTACの留保の配分についてでございますが、このズワイガニTACの留保枠の配分につきましては、前々回の資源管理分科会におきまして関係者間で配分量について合意形成をする場があるということを踏まえて、留保枠から配分を行った場合は計画に掲げる数量を当該配分を反映した量に変更するというルールとして、このルールに従って変更されるものについては水産政策審議会に対して事後報告で対応できるとしていたところでございます。

今般、2019年度のA海域のズワイガニTACに係る協議会におきまして、福井県に対し留保枠から70トン进行配分することが決定され、当該配分について農林水産大臣に対する要望があったところでございます。これを受けまして、この資料7の表のとおり福井県の数量を260トンに変更し、留保枠の残量を154トンとする変更を行いましたことにつきまして御報告させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等よろしく願いいたします。

船本委員。

○船本特別委員 鳥取県の船本です。

ありがとうございます。1月16日の日本海A海区のズワイガニ協議会におきまして、福井県に対して留保枠の配分70トンということで決めさせていただきました。ちなみに全体の日本海A海区の留保枠というのは224トンございまして、通常ですと、この都道府県に分けた残りを大臣枠の中で各県に分けるのがここ何年かのやり方になっておったんですが、今年につきましては、いろいろと御配慮いただいて、今年のTACにつきましては5月に1回減らした分を10月に元に戻したというようなことで御配慮いただいたところなんですけれども、前にも申し上げましたように、これによりまして資源の保護策を追加でやっておった夏に、5月の数字に基づきまして資源保護の強化をやったところをまた必要ないんじゃない

いかということで10月のTACの会議のときに非常に議論が起こりまして、混乱を来したところであります。

このたびはそういうこともございまして、いろんな過去の状況とか昨年の状況とか、それから、実は前年度の漁期におきましては非常に天候とか資源の模様の良好さに基づきまして漁が良好で、TACぎりぎりの運用をさせていただいたようなこともありまして、その運用をしちゃいけないということもありまして、今年は非常に厳しくしたということはありません。

ただ、しかし、TACの方は実際減らなかったわけで、やっぱりさっきからずっと出ているんですけども、漁師の感覚というか、実際の漁の模様と、それから、TACの推移と若干ずれがあるのが実態です。ここ何年かズワイガニのTACというのは減る、減ると。もう3年後には半分になるというようなことを厳しい状況を踏まえて、自分ら漁師も締めていかなきゃいけないということで厳しくやってきたところですけども、いやいや、ところが多くなったとか、こんなには減らんとか、単年度でいうとそういう事態もありまして、自分らは何に振り回されておるんだろうと自問自答しながら、漁師の方で、TACの会議で、日本海区のTACの会議では決めた残りでも各県で自主規制を更に加えたりしながら運用しております。

つきましては、何が言いたいかといいますと、要は5月のABC調査に基づいて翌年のTACを10月に決めていただくわけですけども、10月のときに当年度のTACの修正もあるわけで、そうしますと、またどういうふうになるかというのは実際10月のTACの修正を見ないと分かんじやないかと。8月に漁期のはざまにやっておる会議は何なんだというようなことがありまして、5月の調査ですので、結論は出なくても模様とか感触とかある程度の数字とかは出るようには聞いておりますので、是非早い情報提供を頂いて、11月の漁期、10月には日本海A海区と各地区でTAC協議会をやりますので、それまでにそれこそ隣県とかそういう狭い地域での自主規制の策を詰めたいと思っておりますし、毎年やっておりますので、8月ぐらいまでには何とか情報を頂きまして、その会議に反映できるようなことでやらせていただきたいというふうに去年もちよろっと申し上げましたけれども、是非その件お願いしたいということと、それから、21年度以降、改正漁業法の下でまた変わってくるやに聞いておりますので、是非引継ぎの際もそのスケジュール感というか、漁期の下にスケジュール感を持っていただいて速やかな情報提供を頂けたらというふうに思いますので、是非よろしくお願いしたいという要望です。

ありがとうございます。

○山川分科会長 御意見いただいたということでよろしいでしょうか。

では、ほかにもございますでしょうか。

では、特にほかにも御発言がなければ次の報告事項に移りたいと思います。

第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について事務局から御説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資料8を御覧ください。

まず1ページ目ですけれども、第1種特定海洋生物資源の平成30年漁期に採捕された数量を記載してございます。

2ページ目、次のページ、別表1には魚種ごと、また、大臣管理分、知事管理分に分けた数字をお示ししてございます。

次の別表2については、都道府県知事管理漁業におけます第1種特定海洋生物資源の採捕数量の一覧ということでまとめてございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありましたらよろしくお願いたします。

特にございませんようですので、次の報告事項に移りたいと思います。

水産政策の改革についてということで、資源評価対象魚種の拡大について事務局から説明をよろしくお願いたします。

○漁場資源課長 それでは、資源評価対象魚種の拡大についてということで資料9-1の方で御説明をさせていただきます。

改正漁業法では、資源評価を行うに当たって全ての種類の水産資源について評価を行うよう努めるものとするということとされておりまして、この資源評価対象魚種については令和5年度までに200魚種程度に拡大し、それ以降もデータの蓄積、資源評価の精度の向上を図ることとしてございます。この場合、従来から水研機構が主体となっていて行っている広域に分布する魚種の資源評価に加えまして、今後は県が主体となった評価や地域単位での評価も国の評価として実施していくということとしております。

下の点線囲みのところで、これまでに行っている資源評価対象魚種、こういう50魚種をこれまで資源評価対象魚種として行ってまいりました。今後は下の表に書いてございますけれども、令和元年度に67種に、令和2年度には50種程度を追加し120種程度に、また、令和3年度には80種程度を追加して、調査を開始して200種程度にするということでスケジュールを考えてございます。

なお、資源評価を行う魚種の条件としては、この1から6に列記しておりますけれども、県から要望を受けた魚種、大臣許可漁業の対象魚種、それから、広域で漁獲されている魚種、広域で種苗放流されている魚種、国民になじみのある魚種、それから、資源評価に利用できる情報の収集が見込まれる魚種と、こういうものを条件に選定していくということで、令和元年度におきましてはこれまで50種からプラス17魚種になりますけれども、ここに書いてございますアイナメ、アカムツ等々の魚種を評価するというようにしてございます。

次のページをお願いいたします。

本ページは令和2年度の新たな資源評価対象魚種ということでお示しさせていただいております。令和2年度は県から要望を受けた31魚種、それから、大臣許可漁業の主な対象である10魚種、広域で種苗放流されている6魚種の合計52魚種について調査を開始するとい

うこととしております。

なお、これらの魚種につきましては、系群単位での評価を目指しまして、まずは全国を6つのブロックに分けて、そのブロック単位とする資源評価を行うこととしております。県の水産試験場等々に御意見を伺いながら、この方向でやることとしております。

なお、下に52魚種の内訳を掲げております。また、※印の方にございますけれども、ブロック分けの考え方、こちらの方について説明をさせていただいております。

次のページをお願いいたします。

3ページは、これはこれまで資源評価対象魚種ということやっておったんですけども、評価対象海域の拡大ということで御説明をさせていただいている資料でございます。30年度のいわゆる評価対象種50種のうち15魚種については、県から要望を踏まえまして評価対象海域の拡大に向けて、これまで未実施のブロックにおいてブロック単位での評価を行うということとさせていただいております。例えば下の方、15魚種を列記しておりますが、アカアマダイの場合ですと、日本海西・九州北西の海域では資源評価が行われてございましたが、要望等を踏まえまして、中央ブロックということでそこに拡大して評価を実施していくということで考えてございます。また、イカナゴ等についても伊勢湾・三河湾系群、瀬戸内海東部系群とございますが、今度は東北ブロックの方で評価を行うということで考えてございます。15魚種はそれぞれこの表に示したとおりでございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御質問等ありましたらよろしくをお願いいたします。

大森委員。

○大森委員 制度が変わって、これから資源評価を様々していくと。これについて漁業者、漁協も含めて、しっかりと対応していく所存ですけども、やはり相当な負荷がかかる。ここは十分配慮していただきたいというのが一つです。

それで、この200種というのが資源評価イコールTACに移行するというふうに捉まえておられる浜の方々が非常に多くいます。そういう意味で非常に不安があるということです。ですから、TACの8魚種を含めて現在50魚種の資源評価をすでにされてきているわけですから、それが実態的にどういうふうな使われ方をしているのか、そういった部分のまず総括をしていただいて、今後200種に増やしていくに当たって、それとどう何がどう変わるのかとか全く変わらないのかとか、そういった評価に当たっての前提の説明を十分にさせていただきたいと思っております。

以上、その2点です。

○山川分科会長 御意見いただいたということによろしいでしょうか。何かコメントございますでしょうか。

○漁場資源課長 調査、評価に当たって、漁業者の方もしっかりと対応いただくということで御協力を有り難く思っております。

なお、負担がないようにということで、いろいろな例えばICTの利用等々の活用を含めてしっかりと現場の負担がないような形での仕組みを検討していきたいというふうに考えております。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

○大森委員 後段の話はどうなっているんですか。

○漁場資源課長 まずは評価の方につきましては、先ほど申しましたように法律に書いてあるとおりの全ての水産資源の評価ということに努めるということでございます。現在50種の評価を行っておりますけれども、その評価の精度等いろいろと幅もございます。いかに管理に結びつけていくかという話は、基本は法律に書いてあるとおりの目指すべきところは書いてございますけれども、まずは管理を行うための評価あるいは調査ということで進めていきたいというふうに考えております。

ちょっと管理の方については。

○山川分科会長 廣野管理調整課長。

○管理調整課長 ありがとうございます。

漁業者の方も資源管理の取組というのは、沿岸の方も含めていろんな形でこれまでの資源回復計画なんかも含めて取り組んでこられているんだと思います。それについて取り組んでいる魚種、資源の状況が科学的に分かってくるというのは、漁業者にとっても決してマイナスにはならずプラスの話だと思っていますので、是非怖がらずというか、そういうことではなくて、自分たちの漁業を息子さんとかも含めて地域でも続けていけられるようなツール、情報が増えるんだという捉え方を是非していただければと思います。

○山川分科会長 大森委員。

○大森委員 ですから、今、廣野課長が言われるようなことを含めて丁寧に浜に説明をしていただきたいんですね。制度でこうなったからどんどん評価していきますよ。ということでは資源の管理に直ちにつながっていくんだというような、不安感とか不信感とかになっていくわけです。そういった部分について丁寧に対応していただきたいんですね。

それから、様々な評価に当たっての漁業者、漁協の協力の部分について、単にICTの予算を計上したからそれで済むよということでもありませんし、やっぱり相当な負担感をどう具体的に軽減していくかということも併せて説明した上で進めていただくということをお願いする次第です。

○山川分科会長 では、御意見いただいたということでよろしく願いいたします。

柳川委員。

○柳川特別委員 すみません、全く同じなので、もう法律が決まっちゃったということで資源評価するのは当たり前なんでしょう。ただ、資源評価の今のさっきのTACのところでも大分ありましたけれども、要は資源評価に対する精度の問題とか現場の理解の問題とかが非常にやっぱり相当シビアになってきていると。そのシビアさがだんだん皆さんに伝わってきていて、どんどん押さえつけられるというイメージが特に現場は強いと思うんですね。

そういう中で、やっぱり資源評価の信頼性というんですか、そこはこれだけもう200が先にありきみたいなところで走って行って、このデータの取り方もどうするのか分かりませんが、今水研機構さんあたりは船が減るような時代に、現場の協力がとても必要なときに、現場の協力なくして資源評価がちゃんとできるのかというところが非常に危惧されて、先ほど廣野課長はその辺はもう漁業者にとってもというところは、それは分かるんですけども、ただ、現実的に数量管理されるようになっていて、資源評価されて数量管理イコールTACになって、IQになっていくみたいな話につながってっちゃうんですね。

だから、そこら辺が本当にシビアにだんだんできてきているところがあって、非常にそこは慎重にやって、よく現場の理解を取ってから動いてほしいなというのがありますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、ほかになければ次の報告事項、水産政策の改革についてという同じところですけども、後半の漁獲シナリオの検討についてというのがございます。事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、資料9-2、7ページからと資料9-3、これは25ページからになりますが、この2つの資料に基づきまして先週及び先々週に開催されましたサバ類の資源管理方針に関する検討会の概要について御説明を致します。

会議につきましては、先々週2月20日、21日の両日、福岡市においてマサバ対馬暖流系群及びゴマサバ東シナ海系群についての第2回の検討会が、先週の2月26日、27日の両日、東京においてマサバ太平洋系群及びゴマサバ太平洋系群の第2回の検討会がそれぞれ開催されてございます。

資料9-2と9-3につきましては、それらの検討会において水産庁の方からお示ししたものでございます。その他の資料あるいは会議の概要等につきましては水産庁のホームページ上で公開をしているところでございます。

この検討会の趣旨、目的につきましては、昨年8月の第96回の資源管理分科会でそれぞれ第1回の検討会についての御報告の際に御説明させていただいているのですが、今後の資源管理の方針について何かを決定するというものではなく、対象となる資源の状況、資源管理の目標、目標達成のための漁獲シナリオ等につきまして、漁業者、流通加工業者、科学者、消費者、行政担当者等幅広い関係者の間に共通の認識を醸成することを目的として開催しているものでございます。

その中で今回の第2回の会議の位置付けにつきまして、福岡での会議の資料で御説明させていただきますと、資料の12ページを御覧ください。右下にスライドの番号5とあるものでございます。

ここでマサバ、ゴマサバの資源管理の流れ（イメージ）とございます。全体のプロセスの中で、この上の赤で囲んだ部分が今回第2回の検討会での議論ということになります。

ども、昨年の第1回の検討会で説明、議論した資源評価あるいは資源管理の目標につきまして、更新がある部分については説明をし、また、第1回の検討会で参加者からリクエストがあったような試算の結果などをお示しした上で、漁獲シナリオの検討を行ったということでございます。

具体的には、その次の13ページにお示ししております。漁獲の強さに乗じる安全係数である β をどうするのか、系群のABCのうち日本の配分をどうするのか、関係国への働きかけについてはどうか、マサバ、ゴマサバ、これは個別管理なのか一括管理なのかといったこと、そして、まとめとして現時点での将来予測に基づいた場合に具体的にどういったABC(TAC)になるのかといったところをお示ししたということでございます。

いずれの検討会につきましても、水産庁からお示した内容あるいは考え方につきまして様々な御意見、御質問は頂戴いたしましたけれども、大きな異論というものは出ず、関係者にかかなりの理解が進んだということで考えてございます。

各検討会でお示した内容でございますが、それぞれ簡潔に御説明をさせていただきます。まず、福岡の会議の方です。資料の9ページを御覧ください。

まず、マサバ対馬暖流系群の資源評価につきましては、2018年の親魚量が24万トンで、回ってはいけない資源水準の値、いわゆる限界管理基準値が親魚量14万3,000トン、回復・維持する目標とする資源水準の値、目標管理基準値が親魚量31万トンでございます。

続きまして、ゴマサバ東シナ海系群の資源評価につきましては、次の10ページ、2018年の親魚量が8万7,000トン、限界管理基準値が親魚量5万1,000トン、目標管理基準値が10万9,000トンでございます。

漁獲シナリオ、 β の値につきましては14ページ、15ページに考え方がお示ししてございますが、いずれも0.95を採用し、続きまして、16ページで総ABCのうち日本の配分は過去からの日韓両国の漁獲実績に基づきまして、マサバ対馬暖流系群については日本が70%、ゴマサバ東シナ海系群については95%とします。

19ページでマサバ、ゴマサバは当面一括管理ということで、最後、全体のまとめとして現時点で得られるサバ類日本海及び東シナ海の日本分のTAC(ABC)は資料20ページに示してございますが、2020年漁期で見ると22万トンという内容となっております。

一方で、東京での会議、太平洋の系群でございます。資源評価、目標値等については資料の27ページにマサバ太平洋系群を示してございまして、2018年の親魚量が118万5,000トン、限界管理基準値が親魚量56万2,000トン、目標管理基準値は154万5,000トン、ゴマサバ太平洋系群は28ページでございまして、2018年の親魚量が5万3,000トン、限界管理基準値は親魚量5万トン、目標管理基準値が15万8,000トンでございます。

漁獲シナリオにつきまして β の値ですけれども、それぞれ32ページと34ページに考え方を示してございますが、いずれも0.9としてございます。総ABCのうち日本の配分につきましては、36から37ページに考え方を示してございますが、当面は資源評価において算出されたABCは全量日本のABCとするこれまでの路線を踏襲しつつ、北太平洋漁業委員会

における資源管理の強化に向けて、国内における管理を適切な形とする早期の対応を取っていくということ、また、38ページでマサバ、ゴマサバは、日本海、東シナ海と同様に一括管理をするということ、最後に全体のまとめとしまして、39ページでございますけれども、この考え方に基づく現時点におけるサバ類太平洋のABC(TAC)の数値を示してございまして、これが2020年は50万1,000トンとなっているところでございます。

それで、今後の進め方でございますが、先ほどの資料の12ページに戻っていただけますでしょうか。

この12ページの3以降に進むわけでございますけれども、③にありますとおり、今回検討した管理目標、漁獲シナリオ等を含む資源管理基本方針の案を策定し、パブリックコメント手続を実施しまして、5月下旬を予定してございます資源管理分科会への諮問・答申を経て方針を決定すると。その後、令和2年漁期につきましては、現行の資源管理法、TAC法に基づく先行的な管理、令和3年漁期につきましては改正漁業法に基づく管理ということでTAC設定をしていく運びを考えてございます。

なお、今回のサバ類については、2つの地域で2回の検討会を開催いたしまして、ここまで進めてきたということでございますけれども、他のTAC魚種につきましても、順次同様のプロセスを経て資源管理の目標、漁獲シナリオ等新たな枠組みの下での資源管理の方針に関する議論あるいは共通認識の醸成を進めていくこととしているところでございます。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

谷委員。

○谷委員 谷でございます。

ただいまの御説明の中で理解をしたというふうなことで我々は言われておりますけれども、水産庁の方で提案するあらずじに沿っての理解というのは、もちろんそれはそれで我々はしておるんですけれども、先ほどスルメイカやスケトウダラのところでも言われていたとおり、結局国際漁場にいる魚というのはどうしても周辺国の漁船あるいは漁業による影響というのが大きいというところで、新たな資源管理に関してNPFICにおけるサバ類の国際管理や東シナ海等での中国や韓国との連携した管理が実現して初めて所期の目的の達成に向けて具体的に動き出したと言えるというのではないのかなと。

ただ、そうはありながらも、まず日本国内の資源管理、今の状態ではまずいんだと。資源の状況がどんどんまずくなっていくんだと。あるいは外国との交渉をする中で日本が何もやっていないのに、日本のやりたいような方向に持っていかうというのは当然無理な話で、ですので、国内をまずしっかりと資源保護に向けた厳しい資源管理をしていくその姿勢を周辺諸国に見せることで、同じテーブルに引き出してくるということをまずやるべきなんじゃないのかという御説明も頂いております。それについては全く我々も共感するところ

でございます、そういう新たな資源管理が正式にスタートするならば、私たちまき網漁業者はしっかりと取り組んでいかなければならないと考えておりますけれども、N P F C等における国際管理が、今回水産庁が提案された内容に沿って早期に実現するよう頑張ってくださいなど。是非早期に実現するようよろしくお願いいたします。

○山川分科会長 御意見いただいたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

坂本委員。

○坂本委員 サバの太平洋系群なんですけれども、ただいまこのN P F Cですか、こちらに関しての資源管理の働きかけというのはここに書かれているんですけれども、ロシアが日本の要するに海域の中で取っているサバに対しては、このまき網の方の会議で何かまき網側から意見が出たのかどうかということと、例えば出ている、出ていないにかかわらず、水産庁としてはその辺のところの見解はどういうふうに思っているのかということについて質問いたします。

○山川分科会長 神谷資源管理部長、よろしくお願いいたします。

○資源管理部長 ロシアは2国間の入漁の枠組みの中でサバの枠が決まっております。現行は5万トンです。すみません、微妙な差はあるかもしれませんが。これを増やさないと、少なくとも増やさないという方向で去年の交渉には臨んでまいりまして、実際増やしておりません。大きな資源管理の枠組みの中で、日本がちゃんとやって、日本の取り分を増やしていくと。その分、中長期的に見ればロシアの枠というのは減らすような方向に私としてはやっていきたいと思っております。

○坂本委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

繰り返しになっちゃうんですけれども、先ほどちょっとゴマサバの話をしたと思うんですけれども、ゴマサバは加入がずっと失敗している状態が続いているので、計算どおり増えないんじゃないかということをご心配される方が当日にもいらっしゃいましたし、昨年末の資源評価の会議でも同様な意見が出されております。ですので、早めに、もしそういうのが続くのであれば、今のうちに何か対策を考えておいていただきたいというお願いでございます。

以上です。

○山川分科会長 これも御意見いただいたということで、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

谷委員。

○谷委員 すみません。それからもう一点なんですけれども、私、長崎県内のまき網の会社なんですけれども、私どもの県内には県知事許可のまき網船がおるわけなんです。これが県

内での水揚げの金額において、県内の魚市での依存度、もう今、大中まきと県知事許可の中小まきの皆さんと拮抗してきているような状況です。つまり彼らは許可においてアジ、サバ、イワシしか獲ってはいけないという中でそれだけの数字を上げてきておるといことなんですね。県内での水産業における依存度がそこまで高まってきているということなんですけれども、結局サバでTACを厳格化していくという中において、どうしても最初に大臣許可、知事許可と分けた大枠の中で配分が決まっていくという従来のやり方をそのまま踏襲してやるんでしょから、そうしたときにある程度長崎県への配分というのがそれなりの量確保されたにしても、サバというのはやっぱりどうしても年によって変動が結構出てくるんですよ、漁獲量に。

知事許可の中小まきの皆さんの漁獲がば一っと上がっていったときに、例えば長崎県の配分量を越すようなことがもし出てくると、結局水揚げの漁獲の調整をできない定置網の皆さんとか、それなりの量もまた網に入ってくるんでしょけれども、そうなると。そこがマグロのときのような例えば網を引き揚げろとか、そういった措置を取らなきゃいけないようなことが最悪の事態として私なんかはちょっと想像してしまっていたんですね。なので、県内でも今回サバがTACにはまるということだから、もう今のうちに県の皆さんも水産部の皆さんも勉強して、とにかくどういうふうに動くかというのは注視していかなければならないじゃないかという話をしたところ、いや、自分たちはまず沖合がやった後に、その結果をやるというふうに聞いておるからというのを去年まで言っていたんです。

今年説明会があって、物すごく慌てているんです、長崎県の職員の方が。これ中小まきは危なくないですかというようにことを言っていて、だから、この間から言っているじゃないですかということを私は申し上げたんですけれども、そんなふうで県知事許可の方々が同じ同業のまき網の方なんかは、特にもっと深く今回のTACのやり方、資源管理の在り方で将来資源保護はこうやっていくんだという在り方をもっと深く理解していただかないと、長崎県がそれで大変なことになると我々沖合もいろんな影響を多分受けてくるんだと思うんですね。

そういうこともありますので、是非沿岸漁業者の方々には行政の方からこれ説明するからと言ってくるのを待つんじゃなくて、自分たちで我々の説明会するときにも言っている方はいらっしやいましたけれども、漁業者団体とかそういうところに説明に来るとかしてくれないかというような要望も出ていました。なので、漁業者自らがもうちょっと資源保護あるいはTACというところに能動的に動いてほしいなと思うんですね。一番いいのは、そういっても引き縄だとかちょっと小さい規模の漁業者さんたちはなかなかそういう感覚はないと思うので、やはりそこは漁協が、自分たちがちょっと、私は島なので、島の漁協みんな集まって説明会を開くから水産庁さんは来てくれと。むしろそういう動きがないと漁業者一人一人に隅々にまでこういうやり方云々というのが行き渡るということはやっぱらないんだらうと思うんですね。

ですから、例えば水産庁の皆さんにはそういう動きに沿岸漁業者がなるように何か動き

をしていただければと思います。是非よろしく願いいたします。

○山川分科会長 貴重な御意見いただいたということで、よろしいでしょうか。

廣野管理調整課長。

○管理調整課長 貴重な御意見、ありがとうございます。

我々も法改正時からいろんな形でもう数百回全国を回って説明会をさせていただいておりますが、今なお不十分だという話も聞いておりますので、引き続きやっていかなければいけないと思っておりますし、併せて都道府県の担当者を集めた制度についての資源管理とか漁業権とかも含めて突っ込んだ打合せを去年もずっと月に1回のペースで、もう10回やってきております。それに合わせて、そのときにも県内の漁業についてあなたたちが背負っていく、我々国の役人と併せて今後の水産行政を背負っていく同じチームなんだから、あなたたちも県内、県庁内だけじゃなくて漁業者、組合の方にもしっかり説明できるように理解を深めてくださいという話もしていますし、県によっては県の改良普及員というのがいらっしゃるんですね、漁業について普及員に対する説明会をやってくれとって我々に、私自身もやったこともあります。

ですから、いろんな形でいろんな方、行政だけじゃなくて大森さんのところの全漁連、それから、県漁連の方もそうですが、いろんな形でこの話について国に全部任せるということじゃなくて、我々もやれることはやります。やりますけれども、いろんなセクションがそれぞれ説明していく、自ら考えていくということが大事だと思っておりますし、また、この機会なんかもそういうふうに使わせていただければというふうに思っています。ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

大森委員。

○大森委員 制度改正の議論と説明については、水産庁も本当にずっとやっていただいているわけですが、漁場の管理の部分のところの説明というのは相当深いところまでいったと思いますが、資源管理の部分については、資源管理基本方針の中身がまだ見えていませんし、それに伴って資源管理計画がどういう協定になっていくのかとか、具体的などころが見えていない中で我々が自らどうするかということにはなかなかならないので、そういった部分を明確に示していただいて、今のマサバ、ゴマサバの話もそうですけれども、従来のこれはもうTACになっているんですから、その管理の仕方と新しい今の資源評価をした場合の管理の仕方が変わるのか変わらないのか。

今回だって国の留保分がちゃんとあるわけですね。本当に急激に漁獲が出てしまったところにちゃんと調整をするそういう調整弁を今まで設けているわけですから、それをどうするのかとか、国が示していただいて、それをそれぞれの浜に下ろしてしっかり説明していただきたい。我々も十分協力させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 廣野管理調整課長。

○管理調整課長 参考までに今回の資料で言うと、22ページ、23ページの今後の沿岸漁業の

TAC管理の考え方、これは以前にも御説明させていただいたと思いますが、量は全部守るんですが、大どころをしっかりと押さえる。ただ、小さいところは例えば1%のところは倍取ったところで2%にしかありませんので、それはそれで全体の留保枠の活用も含めて柔軟な対応ができるところはやっていく。ただ、しかし、全体としての資源管理はしっかりやるという考え方でこういうのを見ていただければと思いますし、いろんなところでも説明していますので、今後おっしゃるとおり具体的な話になっていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 海洋大の田中です。

谷委員の言われたのもよく分かるんですが、会議のときに県職員でさえよく分かっていないというのはありまして、本当にショックというか、そういう状態なんですよ。だから、例えばこのサバを例にして、クロマグロでやったようなことをサバでやりますとか、それから、TACの計算方式はこれを例にこういうふうにしてやるんですよと。毎年こういうふうに出資量が出てきて、これに計算式を入れて計算する。そもそもそのところすらよく分かっていない状態なので、やっぱり何か改めてもっと分かりやすいというか、教育の機会が要るんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○山川分科会長 よろしくお願いたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特になければ、その他に移りたいと思います。その他ですけれども、何かございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 時間も押し迫っていますので、かいつまんでお話をしたいと思います。

昨日、八戸沖で沖底船とベリーズの貨物船と衝突事故を起こして、今まだ13名の方が行方不明と、こういう状況になっております。最近小型船を含めて海難事故がかなり多くなっております。これには技能実習生等々も乗船をして大変悲惨な状況になってきているという状況にあります。

そんな中で水産庁と国交省のホームページに近海を操業区域とする中規模漁船に関する資格制度の在り方に関する検討会の議論の整理という座長名の文書が今ホームページに流しております。また、国交省の方はパブコメをやっているという状況です。内容的には、20トン以上の漁船というのは6級以上の海技資格を持って、航海、機関も運航するという事になっているんですが、当初水産庁からの私が説明を受けた中では、水産基本計画に基づいて漁船を大型化するという事で6級以上の海技資格を取りに行く人がいない、それから、行きたくもないということで小型船舶操縦士免許で運航させてくれという提案を受けました。

その後、規制改革推進会議、それから、閣議決定を経て、この検討会を計8回開催してまいりました。最終的には結論が出ないということをございましてけれども、取りまとめができないということです。会議の中も小型船舶操縦士で総トン数20トン以上80トン、それから、長さが24メートル、機関出力が750ワット未満、日本の領海から100マイル以内ということの条件付きで、小型船舶操縦士1人で運航させるということを強制的に決めるということで、多分3月の下旬ぐらいから中身が決まって行って、7月の中旬までには法律を施行させたいというような状況です。

そうしますと、80トンで今水産庁が64と言いましたけれども、そのくらいの船の隻数が機関長全員を省略ということになりますから、経過措置があろうが最終的な目的は小型船舶操縦士1人で運航させろと、こういうことです。そうしますと、64名なり63名の機関長が全部省略、それから、機関部も必要なくなると、こういうことになります。

これまで我々も船の安全というものについて水産と別の課になるんでしょうけれども、後継者確保、育成ということで官学労使が全国展開をして、全ての水産学校に就職ガイダンスなりプロジェクトなり出前講座なり、一人でも多くの後継者をこの水産業界に入れたいということでやってきました。しかし、6級以上の海技資格を受ける人がいないということから、ただ単純に切り捨てごめんということでやっていくというような結果、結論ということになっていくというように思っております。特に後継者確保、育成を片やでは予算をつけて皆さんでやっているわけですが、片やでは一方的にもう切り捨てごめんだと、こういうことです。

もう一点は、これまで漁業労働の国際的な3条約であるケープタウン協定、それから、ILOの188号、STCW-Fがあり、全て外国、特に欧州はそうなんです、全ての漁船は長さ規制です。我が国は細く長く速い船ということで、長さ規制となるとかなり安全基準が厳しくなるということから、トン数制度に読替えにしてほしいということで、この3条約に日本側から提案をして、24メートルは国際トン数で300トンということで承認を得た。国内トン数は189トンということで、実はこの3条約の勉強会なり委員会の中で決まっています。

ただ、残念なことに日本はこの3条約を批准はしておりません。この批准をしていない中で、24メートル、80トン、メートルで漁船を表示したというのは初めてになります。法律が施行になればそうなります。そうしますと、日本はこれまで読替えトン数じゃないと駄目だと言ってきた国が、自らが24メートルとメートルを入れる、長さを入れる、こういうことになりますので、そうしますと、今まで言ってきたことが国際的にはうそなんだと、やれるんだというみなし方をされるということになりますし、私もITF、国際運輸労連の水産部会の第一副議長ですから、これは国際舞台に持って行って日本というのはこういうことをやっていますということは正式に公表しなければならないというように思っております。そういうことで、非常にゆゆしき問題、危険な問題ということになっています。機関長、それから、機関部の職員も近い将来全員必要なくなるということになります。

業界の皆さんもおりますので、80トンの船ほどの程度の船なのかということ。土日の

1日で小型船舶操縦士の免許を持って動かせる船なのか。遠洋まぐろ漁船で750キロワット以上の船が数隻いますが、大多数の船は750キロワット未満ということで、大体遠洋まぐろ漁船と同じ程度のエンジンの出力ということになります。我々も非常にゆゆしき問題で、これからも安全担保するという事は、しっかりとした海技資格を受有した者を乗船させるということもこれからもこの運動というか活動は続けていくつもりです。片や後継者確保、育成で育てようと。特にエンジン関係の船舶職員なり、それから部員も含めてなかなか成り手がいない。油まみれになるということもありますし、そういうことで何とか育てようということをしていろいろやっていたけれども、そういうことは必要ないということですから、今後降ろされる機関長ないし機関部員の皆さんのアンケートも取ってみました。ほかの漁業種に転換をしたいという人もおりました。内航船の方へ行きたい、陸転をしたい、大体3分の1ぐらいの割合でそのようなアンケートの結果が出ている。大多数の人というのは6月、7月、8月ぐらいが休漁期間に入りますので、9月あたりから大体スタートすると。多分9月ぐらいになると、この話がかかなり大きな問題になってくるだろうという状況にあります。現在そういうことがあるということをお私の方から皆さんの方にお伝えだけさせていただきます。

以上です

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

○増殖推進部長 今の高橋委員から話があった内容につきましては、長いこと国交省と水産庁の共同事務局で検討会を開いて、技術的な部分も含めて議論してきた内容でございます。

この規制緩和をするということになった背景としましては、先ほど高橋委員の話でもありましたとおり、中規模漁船、20トン以上、24メートル未満では航海、機関士それぞれ1名の合計2名の6級海技士の配乗が必要なわけですが、平成15年にプレジャーボートにつきましては、全く同じ規模の船につきまして小型船舶操縦士での操業が可能となったという背景がございます。その後、漁業界というか漁業団体からは同等の規制緩和をしてほしいというかねてからの要望があったわけですが、やはりそれは漁業という業であるから、そこは6級海技士の免許を持ったものを乗せなきゃいけないというような話であったわけでございます。

しかしながら、近年の海技士の確保が極めて困難な状況になっていることで、少なくとも6級海技士の免許が要らない19トンの船が操業している場所と同じようなところで操業している中規模漁船については、同様の規制に緩和したらどうだということになってきたわけですね。

先ほどから縷々高橋委員の方からもありました安全性ということをしつかりやっつけていかなきゃいけないということで、プレジャーボートのように小型船舶操縦士を持っているだけでというわけにはいかないという話になりまして、機関や航海の専門家の大学の先生に入っていた8回の検討会において、どういった条件の中規模漁船であればこの規制

緩和を導入していいかというようなものとか、小型船舶操縦士のほかにこういった講習を受けなければいけないとか、乗船履歴をつけないといけないとか、そういったことを専門的に議論しまして、一定の考え方ということが出てきたということでございます。

先ほど高橋委員が言われたように、その中規模漁船の現在機関士として乗っている方々を追い出すとか、そういったことは全く業界も考えておりません。現在、海技士を乗せてあるんだけれども、その人が病気したら船が動かせなくなるというような状況というのが現に生じているわけございまして、そういった状況にもどうにか対応できるようになるということでございます。現に6級海技士として乗っておられる方々が上乘せして小型船舶操縦士を取らなければ駄目だというわけではなく、法文上の当分の間、即ちこれからずっとということなんですけれども、6級海技士の方が乗船していても、それは船としての運航には問題ないというような方向で考えております。

高橋委員からいろんな懸念というのはずっと伺ってきたわけで、それを解消するために私も足しげく高橋委員のところには通って、プラスアルファのいろんな措置をやりたいということで御相談してきたんですけれども、やはり全日海としては、ここは曲げられないということで平行線をたどってきたということでございます。

我々としては、59隻の対象となる中規模漁船、沖底であるとかまき網であるとか底はえ縦縄とかの漁船に対してこの制度が適用できるということは決して悪いことではないと考えております。本来は安全性が高いはずである20トンよりも上の例えば39トン船であるとか、そういった船がなぜ19トン船に小型化して代船するのかという問題がございます。その一つの要因に海技士の資格の確保が困難であるということでございます。もちろん船舶安全法の話とか別の話もございしますが、海技士の資格もその一つの要因になっているというように考えております。福島沖でありますとか山陰沖でありますとか、本来は中規模漁船が適正船型ではないのだろうか、居住環境も19トン船よりは少なくともよくできるんじゃないだろうか、そういった規模の船が適正にそこで操業できるような形にしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 高橋委員。

○高橋特別委員 誤解のないように言っておきますけれども、これが決まれば今6級海技士以上の方が機関長で乗れると言いますけれども、これは小型船になりますので、機関長を片やで省略だと言って小型船の認定をしてしまうと、機関長としては乗れないんですよ。その辺が全然よく理解できていない。それから、どうも何か29トンの船がみんな19トンに変わっていく。それは当然でしょう。船舶安全法上、ドック経費も半分以下になる、ドックの検査項目も半分になる、税金も安くなる、小型船舶操縦士で運航できる。よく20トンを超える船長の皆さんはみんな小型化したいと言っていますよね。そんなのは当たり前のことなんです。ただ、安全性が問題なので大型化、それから、船がみんな古くなっているという問題があって、今機関長がいなくなるということになると、やはり古いエンジンの安全管理を

どうするのかなという問題もあります。

今日はこのことを論議する場じゃありませんので、ただ情報として言うておきますけれども、機関長が乗れるんだということは、そういうことはございません。省略と言っているわけですからね。片やでは雇入れできない、機関長として。そうすると、船内で機関長ではない人が経過措置なんかで一定の期間の講習を受けた者と言っていますけれども、そういう人を乗船させると言っているんですが、機関長がもし仮にそういうふうな状態で乗った場合、機関長じゃありませんから、機関長の賃金というのはその船の中での分配の中では機関長の給料は出せないということも出てきて、こういう問題が出てくるよということを事前に言っていましたので、今日はもうそういう細かいことをここで論議する場所じゃありませんのであれですけれども、現実こういう問題があるということだけ提供しておきます。

○山川分科会長 黒萩増殖推進部長、何かございますか。

○増殖推進部長 いろいろまだこれから実際運用していくに当たっては安全に留意しながら、業界団体とも協力して安全の確保、それから、6級海技士のみならず海技士の育成には水産庁として努めていく所存でございます。今日はもうこれで。

○山川分科会長 では、本件につきましては、これはこの場ではこれだけということにさせていただきますと思います。

ほかにその他ございますでしょうか。

内田委員。

○内田委員 先ほど言わなきゃいけなかったんですけども、サケの遺伝的多様性については北水研でいろんな手法を使って、もう既にペーパーになって出ています。その中で日本のサケは諸外国のサケと比べて多様性は非常に富んでいると、今のところ。それからもう一つは、北水研がやっぱりそこを留意しながらモニタリングを続けてやっていくと。多様性の維持には天然の勝手に産卵するサケもかなりコントリビューションがありそうなので、そういうのを同時に見ながら資源管理を進めていくということです。

○山川分科会長 どうも情報、ありがとうございます。

ほかにその他ございますでしょうか。

船本委員。

○船本特別委員 すみません、時間がないのに。1点だけ申し上げたいんですけども、2月22日が竹島の日ということで、前回の水政審でも少し申し上げたのかもしれませんが、竹島の関係で暫定水域が設定されておられまして、今官民会議ということで政府と水産庁の交渉官と一緒に交渉させてもらっておりますけれども、実は12月の前回の水政審の後に聞いた話ですけれども、韓国水産会の専務さんが来て、前回の一昨年8月の日韓官民交渉は船本が潰したということで非常に中傷するようなことを大日本水産会の方に言ってきたということで聞いております。

交渉の模様については、水産庁の方々は御存じだとは思いますが、いかんせん代表を誰にするかということで2日間もめたりとか、非常に誠意のない交渉態度をずっとし

ております。思うに韓国は今暫定水域を占拠しているわけだから、今動かんことが一番彼らに、韓国の漁業者にとっては得策なので、今3年ほど政府間交渉も止まっておりますけれども、それが彼らにとっては一番いいことだということです。

つまり今占拠されている状況をゼロにした、引いてもらった上で政府間交渉をすべきだと思います。EEZの相互入漁みたいに交渉が決まらんと、交渉が妥結せんと相互入漁しないというような形で暫定水域も両方が引いた上で交渉してもらおうということが交渉の進む一番の早道だというふうに思っておりますので、是非ともそういうことを政府間で進めていただきたいというふうに思います。暫定水域のカニがおらんようになって、成体は全部おらんというようなことで水研の調査でも言われております。水政審の資源部会で話として出したいのは、要はそこなんです。資源、ズワイガニがこれだけ減ってくる中で自分らも暫定水域の中の資源も大事にしたいということですが、全部おらんようになっておるような状況で、これを回復するためにもそういうことを進めていきたい。両面ありますけれども、進めていきたいということを是非申し上げまして、私の発言にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。御意見いただいたということで、よろしいでしょうか。

ほかにその他ございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内をよろしく申し上げます。

○管理調整課長 大変活発な議論をありがとうございました。

次回の資源管理分科会でございますが、5月下旬、また、6月上旬を目途に開催したいと考えてございます。緊急な事態が生じれば、その前にも開催することはあるかと思えます。いずれにしましても、日程につきましては後日事務局から調整いたしますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○山川分科会長 以上で本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。本日は非常に長時間にわたりまして御議論くださいまして、誠にありがとうございました。

では、これをもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。